

平成 2 7 年 9 月 1 5 日 開 会

平成 2 7 年 9 月 1 7 日 閉 会

平 成 2 7 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 27 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 63 号

平成 27 年第 3 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 9 月 8 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 27 年 9 月 15 日 (火)
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 27 年 9 月 15 日 (火曜日) 午前 時 分

閉 会 平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日) 午後 時 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	9月15日	9月17日
1	大 川 新 也	○	○
2	坂 口 直 人	○	○
3	中 松 和 彦	○	○
4	松 下 智	○	○
5	谷 康 男	○	○
6	柴 田 初 子	○	○
7	藤 本 傳 夫	○	○
8	森 崇	○	○
9	安 井 信 之	○	○
10	秋 長 正 幸	○	○
11	鍋 谷 真 由 美	○	○
12	中 村 勝 利	○	○
13	浜 口 勇	○	○
14	森 口 久 士	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日
町 長	塩 田 幸 雄	○	○
副 町 長	松 本 篤	○	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○	○
教 育 長	後 藤 巧	○	○
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○
教育部長兼学校教育課長	坂 東 民 哉	○	○
健康福祉部長	濱 田 茂	○	○
政策統括監兼企画財政課長	城 博 史	○	○
参 事	大 川 昭 彦	○	○
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○
社会教育課長	松 田 知 己	○	○
農林水産課長	近 藤 伸 一	○	○
商工観光課長	久 利 佳 秀	○	○
議会事務局長	谷 部 達 海	○	○
会 計 管 理 者	山 本 真 也	○	○
人権対策課長	丸 本 秀	○	○
内海病院事務長	岡 本 達 志	○	○
税 務 課 長	立 花 英 雄	○	○
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○	○
オリーブ課長	清 水 一 彦	○	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○	○
健康づくり福祉課長	楠 初 美	○	○
高齢者福祉課長	堀 内 宏 美	○	○
介護サービス課長兼 介護老人保健施設事務長	川 崎 智 文	○	○
住 民 課 長	細 井 隆 昭	○	○
病院再編推進室長	森 一 生	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 谷 部 達 海

議事日程

別 紙 の と お り

平成27年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月15日（火）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 10名
- 第4 報告第7号 平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率について
(町長提出)
- 第5 報告第8号 平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第6 報告第9号 平成26年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第7 報告第10号 平成26年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第8 報告第11号 平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について
(町長提出)
- 第9 報告第12号 専決処分の報告について(町の債権の支払請求に係る裁判上の和解について)
(町長提出)
- 第10 議案第52号 平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)
- 第11 議案第53号 平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定について
(町長提出)
- 第12 議案第54号 小豆島町水道基金条例について (町長提出)
- 第13 議案第55号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)
- 第14 議案第56号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について
(町長提出)
- 第15 議案第57号 香川県市町総合事務組合規約の一部変更について (町長提出)

- 第 16 議案第 58 号 塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について
(町長提出)
- 第 17 議案第 59 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について (町長提出)
- 第 18 議案第 60 号 平成 26 年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
(町長提出)
- 第 19 議案第 61 号 平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少について
(町長提出)
- 第 20 議案第 62 号 平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算 (第 3 号)
(町長提出)
- 第 21 議案第 63 号 平成 27 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(町長提出)
- 第 22 議案第 64 号 平成 27 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(町長提出)
- 第 23 発議第 4 号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について
(議員提出)
- 第 24 発議第 5 号 特別支援学校設立に関する意見書について (議員提出)

平成27年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年9月17日（木）午後1時30分開議

- 第1 議案第54号、議案第56号に対する総務建設常任委員会審査報告
- 第2 議案第55号に対する教育民生常任委員会審査報告
- 第3 議案第54号、議案第55号、議案第56号に対する討論及び採決
- 第4 議案第65号 平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分について
(町長提出)
- 第5 議案第66号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）
(町長提出)
- 第6 議員派遣について
- 第7 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第8 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時28分

○議長（森口久士君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

おはようございます。

本日は何かとご多忙のところ、ご参集くださいますありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月8日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会第3回定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。議員の皆様には何かとご多用の中、ご出席を賜りまことにありがとうございます。

さて、本定例会では平成26年度の各会計決算認定のほか、報告案件6件、条例案件3件、契約案件1件、補正予算の審議3件、その他案件4件をご提案させていただきこととしております。

議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが今期定例会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月11日以降9月6日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査執行状況報告書3件、監査委員からの決算審査意見書報告、財政経営健全化審査意見書報告については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類3件については、各議員に印刷配付しておりますので朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、6番柴田初子議員、7番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森口久士君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日も明後日17日とし、会期は本日から明後日までの3日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から明後日までの3日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（森口久士君） 次、日程第3、一般質問を行います。



通告を受けておりますので、順次発言を許します。

一般質問の方法につきましては、引き続き一問一答で行います。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報を作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。8番森崇議員。

○8番（森 崇君） 私からは3問、質問をいたします。

最初に、定時放送の時間についてでございます。

町が行っている朝7時の定時放送ですが、NHKを初め朝のニュースは一斉に朝7時に放送されています。町にとっても朝7時は大切なポイントの時間だと思っておりますが、10分か15分ほどずらしてほしいという声があります。ニュースに敏感な人はテレビを見ますので町の放送を聞き逃すと思えますし、ニュースはまた繰り返されますので後でも聞けるといふ人は町の放送を優先して聞いていると思えます。

長年朝7時を守ってきましたので町民にとって生活のポイントでもあり、時間を変更するには大きな理由が必要ですが、町民の声があるのも事実です。町の考え方をお聞きします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

7時の定時放送ですけれども、確かに7時のニュースを見ることを習慣にしている方にとっては少しずらしてほしいという気持ちはよくわかります。一方で、7時の放送を習慣にしている方も大勢いらっしゃると思えます。録音して放送は聞くこともできますので、いろんな意見があると思えますけれども、事務方に聞きますと今の7時の放送を変えるにはそれなりの相当な理由が要ると申しております。いろんな方の意見も聞いてみたいと思えますし、議会の中でも議論していただければと思えます。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 確かに僕が言ったからどうのこうのというんじゃなくてそういう声があるということをお聞きしているつもりでございます。

この定時放送ですけど、何種類かに分けられると思うんです。自治会放送とかイベントを計画してるとかいうのがありますが、この実態というのは実際どうなっているのかお聞きしたいと思えます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 森議員の再質問にお答えいたします。

現在の防災行政無線による放送の実態ということでございますが、先に私のほうから。

自治会放送とかそういったことが言われておりますが、そもそもこの放送システムについては昭和49年、51年の2度にわたる大きな集中豪雨を教訓として、こうした災害から町民の安心・安全を守り、安全・安心の島づくりを実現していくために合併前の旧町の時代から導入されております防災行政無線でございます。

そういったことで、現在合併後、平成20年から3年間を駆けまして整備を行ってまいりました。町内70基の屋外スピーカー屋外拡張子局を設置をいたしますとともに、各家庭や事業所、施設に約7,000台の録音機能を持った戸別受信機を整備をしておるところでございます。

それで、町では災害時の放送以外にも定時放送としてご質問の7時の行政情報のお知らせ、それから正午のチャイム、夕方には子供たちの帰宅を促す放送を行っておるところでございます。

7時の放送につきましては皆様それぞれライフスタイルがあります。そういった中でいろいろとご意見もあると思えますが、朝の7時の時間については合併以前の旧町時代から

のもので長くなれ親しんできたものでございます。そういったことをご理解を賜りたいと思いますが、実際放送の実態といたしましては行政からのお知らせ、それから町ぐるみのイベントと申しますか、町が講演とかそういった形でイベント行事に何らかのかかわりを持っておるようなもの、それから広く小豆島が内外に発信される、メディアで取り上げられるようなとき、数多くの方に見ていただきたい、こういった番組のときなどに放送しておるところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） これも少し声なんですけど、例えば午後7時が1時に聞こえるとかいうんもありますんで、いろいろ工夫して、「なな」とか言う方法もあるのかなというふうに勝手に思っただけなんですけど、この時間が間違っただけで聞こえる場合もありますんでお願いしたいと。

それでは、次に行きたいと思います。

次、町の大切な施政方針を拡げるためにということで、新病院の完成が間近なことや高校統合などを考えると町民との対話というのはとても大切だというふうに思っています。

先日発表された小豆島の地域医療を守り育てる島民会議は新聞で知りました。それぞれの代表者がいるから民主的でよいじゃないかと捉えるだけでは私は不十分だと思っています。それぞれの組織が常にどのくらい集まっているのか、どんなことが切実な問題になっているのか、実態を把握されてあの組織をつくったのかお聞きします。人間の弱さとして他人任せで終わることも間違っていますが、逆に蚊帳の外にという言葉もあります。

先日の議会の合同会議での提案は議員として突然の印象があります。実は、小学校統合問題も似たような経過がございました。議員自身が小学校の統合とか場所の決定を新聞で突然に知ったのです。

塩田町長になって子供は地域で育てられるからできるだけ今の学校を守ることになったと思います。今までダムの問題とか高潮問題など、集中して多くの方と私たち議員も参加してきました。私は今、町の方針が間違っているとは思っていません。正しい方針なのですが、上意下達的でなくあのときは多くの方が参加してみんなが汗をかいたぞということが大切だと思います。

大切な病院問題、交通問題であるバスの問題、島民にとって自分自身のことですので仕上げを大切にしてほしいのですが。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 町民の皆さんとの対話の重要性についてはそのとおりだと思います。その観点から今年の4月、5月、町政懇談会ということで直接町民の皆様との対話の機会を設けさせていただいたところでございます。

町政懇談会につきましてはできれば年末か年初めにも病院の問題も最終的な段階を迎えますし、公共交通の課題も島民の皆様の上昇がなければできないことですので、できれば行いたいと思っています。

ご質問にありました小豆島の地域医療を守り育てる島民会議につきましては、行政のほうからそういう住民運動のような形で新しい病院を守り立てる運動ができないかということをご提案をしまして、有志の方が賛同していただいて発足したものでございます。

8月26日が第1回目ですので最初の会議に参加された団体とか島民の皆様も一部の人になってるかと思いますが、ぜひ多くの団体、島民の皆様に参加していただきたいと思っていますし、これからいろんな活動をぜひしてもらいたいと思っています。

病院が成功するかどうかは行政が頑張らなければいけないのは当然なんですけれども、成功事例の公立病院の例を見ますと、町民とか市民の人自身が立ち上がって自分たちで病院を変えていくという流れの中で病院の改革が成功したと聞いておりますので、小豆島の新しい病院についてもぜひそのような形で島民の皆様の上昇を期待しているところで、議員のおっしゃったこと全ておっしゃるとおりだと思います。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番(森 崇君) 成功事例としてみんなが一緒になってということが大事だということはよくわかっています。ただ、寂しいいうたら語弊なんですけど、議員は一体何しよんぞと言われますし、一緒になって困った課題、病院問題とかバス問題とか、一番大事な問題ですのでその方向で取り組んでいただきたいというふうに思います。

私もダムのときなんかは、僕は東部地区労出身ですから東部の人に何回もデータを出したり、高潮んときもデータもらったり写真撮るなりしてきました。この問題も最初的时候には当局の管理官にも来てもらったんですけど、町長初め。今回も一定の組織として要望したら来てくれるんでしょうかね。それが質問です。

○議長(森口久士君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱田 茂君) ご質問の新病院を理解するために要望があれば来てくれるかというご質問だと思いますが、これにつきましてはできる限り要望に応じてご説明に参りたいと考えております。

○議長(森口久士君) 松尾副町長。

○副町長(松尾俊男君) 今、各地区でのご説明をということなんですけど、既に老人クラブのほうから各地区でのご説明、新病院のことについてもっと知りたいというようなご要望をいただいております。今後調整ということになりますけど、老人クラブとしてはなかなか夜には行けないとか、出にくいとか、昼の、それと土日は行事があるといったようなこともございますので、平日の昼にやってほしいというようなご要望もございます。

それから、婦人会等もそういった老人クラブと調整する中で、いろんな団体にもお声をおかけしてできるだけ多くの方にご説明の機会をとっていただきたい、また私どもも出かけていきたいと思っております。

ただ、ご説明に当たってはなかなかこの間の講演会のように企業団、企業長が全ての会に回るということではできないかと思っておりますので、ある程度町のほうで対応していきたいと思っております。

ただ、老人クラブにつきましては今お聞きしておりますのは、事前に質問内容だとかも出させていただくということですので、極力質問にお答えできるようなことで対応したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長(森口久士君) 森議員。

○8番(森 崇君) よろしくお願ひします。

次、3つ目に入りたいと思っております。

農業、商業、あらゆる企業の発展についてでございます。

今、地方創生でプレミアム商品券に人気が集まっていますが、日常の生活、買い物を見ると安いものに群がっており、地元での買い物はスーパーに行っている家庭が多いと思っております。私たち消費者が先を考えた買い物をしなくてはいけないと思っております。自分の地域だけよければよいとは思いませんが、先日高松の中央病院の食堂に入りますと醤油は丸金醤油でなくほかの醤油が置かれており驚きました。

地方創生はどうなっているのか。こんなことでは地方の企業を守り、大きくすることはできないと思っております。農業、商業、企業の発展は言ったからできるという問題ではなくて、私たち消費者の生活の仕方を変えなければ一歩も前進しないとも思っております。一時的な政策でなく本気で地方をよくしていかなければならないというふうに思っております。

これは言い過ぎていると思っておりますが、町の職員の方も買い物の仕方をどうされているのか、町を企業と見ますと町はとても大きな企業だと思っております。町の職員に責任を負わせるつもりは全くありませんが、ここまで疲弊すると先頭に立って改善してもらわなくては、かけ声だけで終わると思っております。少子・高齢化がほかの地区より進んでいるので大変ですが、ピンチをチャンスと捉え、ともに頑張りたいと思っております。町の考え方、決意をお伺ひします。

○議長(森口久士君) 町長。

○町長(塩田幸雄君) 農業、商業、あらゆる企業の発展についての森議員のご指摘は全

て大賛成、そのとおりだと思います。プレミアム商品券3万セット、幸いなことに完売できました。町の商店を利用するという事は町の商店の活性化、地域経済の活性化についても必要であろうと思います。そのときに町長初め町職員が先頭を切らなければいけないのは当然のことだと思います。

先ほどご質問がありました病院についても、内海病院をまず町職員が率先して利用するという姿勢は絶対に必要だと思いますし、小豆島バスの利用についてもかなりの職員が利用してはいますが、これも率先して職員が利用するということが必要だと思います。町長を筆頭に先頭を切って町の活性化のために頑張っていきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） よく多面的機能と言われております、そういうことがあります。地元の農業、商業、企業の方は、例えば消防団で活躍しているとか。ですから、その人が安いかどうか大事なんですけど、そこのご主人がどんな活動をしているということも大事だというふうに思っています。

昔、僕たちのときは衣食住、衣に食べるに住むだったんですけど、それが医者、職場の職、そして住む。ということは僕は名言だというふうに思います。やっぱりそこを考えなくてはならないというふうに思います。買い物の仕方なんですけど、いわゆる消費者の生活の仕方、私たちの生活の方法を変えないと地方の活性化に結びつけることはできないというふうに思います。

今日の朝の定時放送でも商工会のほうから孫の手マーケットとか自動販売、いろんなことをされております。これも必要なんです。地方にとっては。しかし、なぜそうなったかということも考えると、やっぱり一般、元気な方がどこで買い物するかということを考えてほしいと思います。

婦人会とか老人会とか、さっきもちょっと出ましたけど、話し合いというのはこのことで進める気持ちはあるんでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 先ほど町長からも申しあげましたとおり、職員が率先して買い物、また病院やバスを利用するということはもちろんでございますけれども、やっぱり住民の方に理解をいただいて同様にご利用いただくというのが必要かつ、条件だと思っております。そのためには各種団体、今おっしゃいました婦人会であるとか老人会のほうにもこういった説明に参りまして、例えば先ほどの病院のときに一緒にご説明に参りまして理解を求めたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 森議員。

○8番（森 崇君） 私も議員になる前からそういう方向性を考えておまして、商業協同組合との交流会、酒屋さんとの交流会というのを始めました。実際には3回ぐらいで終わってしまったんですけど、今ほとんど酒屋さんなんかはなくなってしまいうに近い状態が起こっているというふうに思います。

全部スーパー行かなくなってしまうということなんですけど、いろいろ僕らも努力いたしますので、職員の方に大変ですけどよろしくお願ひしたいと思っております。以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 2番坂口直人議員。

○2番（坂口直人君） 私からは小豆島の公共交通の抜本見直しの状況について質問いたします。

小豆島の公共交通の抜本見直しにつきましては、さきの議会の合同委員会で現在までの進捗状況の説明を受けました。今回、町長が町の最も重要な政策の一つとして推進していただいている公共交通の抜本的な見直しについては大変ありがたく思っております。

小豆島の北部に位置する福田、吉田に居住する地域住民にとっては、病院や高校が現在よりもさらに遠くなり、移動の面で大きな負担となっております。公共交通の抜本的な見直しは第3回の瀬戸内芸術祭や新病院の開院、また新しい高校のできる今がまさにチャンスだと思っております。

については、8月31日に第3回の公共交通協議会が開催されたと思っておりますが、公共交通の抜本見直しの大きな課題となっております運賃の値下げ等について、今後の状況についてお聞かせ願えたらと思っております。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 町長就任以来、小豆島、小豆島町の地域活性化に取り組んできたつもりでございますが、その一環として新しい病院をつくることなどがあったわけですが、病院の成功あるいは新しい高校の成功、そしてご質問にありました瀬戸内国際芸術祭など、外からの観光客の人にもっと小豆島の魅力を楽しんでいただけるためには公共交通の抜本見直しが不可欠ではないかという考えに至ったわけでございます。

都会であれば公共交通といいますか、バス事業者の独立採算のような形で経営が成り立つと思えますけれども、小豆島のような人口減少地域におきましては公共交通といえるでしょうか、バスを病院や学校、高齢者の福祉施設などと同じような社会資本とみなしてバスを運営していくということが必要ではないかという考えに至ったわけでございます。

後ほど担当課長から説明をいたしますが、小豆島地域公共交通協議会という組織におきまして議論をしていただいたところなんですけれども、8月31日の交通協議会におきまして土庄町と小豆島町の共同提案で小豆島オーリーブバスの運賃の上限を300円とする案を提案したところ、協議会の合意が得られたところでございます。

今後、協議会におきましてはバス路線の乗り継ぎダイヤなどについての協議を引き続き進めることになっております。これらを受けまして、小豆島オーリーブバスにおきまして必要な準備等、監督官庁に対する届け出などの作業を行う予定になっているところでございます。

今回の運賃値下げによりまして小豆島オーリーブバスの収入が減収いたしますので、赤字が発生いたします。その部分につきまして、国、香川県、それから小豆2町の財政支援が必要になるところでございます。どのような形で両町が財政支援をするかにつきましては議会の皆さんとの協議が必要でございますので、次の議会あるいは来年度予算編成の一環の中で協議をさせていただきたいと思っております。

担当課長から詳細を説明いたします。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 坂口議員のご質問にお答えいたします。

バス運賃の値下げに関しましては、8月27日の合同委員会でご説明をさせていただきましたように、7月に協議会で実施をいたしました住民アンケート調査結果において、回答者の実に92%が運賃の値下げや割引などの利用しやすい運賃体系とすべきという改善要望が結果として出されたところでございます。

また、これに加えまして8月10日に行われました第2回の協議会においても委員の大多数の方からこの機会に運賃の見直しを行ってほしいというご意見をいただいたところでございます。

これらの多くの島民の意向がある中で運賃の値下げについて土庄町と協議を重ねてまいりました結果、先ほど町長の答弁にもありましたように8月31日の第3回協議会において運賃の上限を300円とする値下げ案を土庄町と共同で提案する運びとなりまして、最終的には小豆島地域公共交通協議会として運賃の上限を300円とすることについて合意が得られたところでございます。

今後の予定といたしましては、協議会においてニーズに即したダイヤ編成、それから乗り継ぎの改善等について議論を進めまして、小豆島のまちづくりの地域戦略として持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成することを目的といたしまして、平成28

年度を初年度とする5カ年計画を盛り込んだ小豆島地域公共交通網形成計画なる計画を策定する予定としております。

また、その際には幹線に接続をする町の支線についても、さきの合同委員会でご説明をさせていただきましたように、町民、島民の通院や通学の足を確保するという観点から、大鐸線の終点、奥中山からの延長、それから田浦線の増便、それから三都線の再編等についても並行して準備を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今回の運賃値下げによる減収補填につきましては、先ほど町長から答弁がありましたように、今後土庄町とオーリーブバスと協議をして詳細を詰めた後に議会にもご協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後になりますが、坂口議員のご指摘のとおり、来年以降、瀬戸内国際芸術祭の開幕、それから小豆島中央病院の開院、1年遅れて新高校の開校と、これから小豆島の未来を左右する大変重要な時期でもございます。持続可能な地域公共交通ネットワークサービスを形成するための抜本的な見直しの機会はまさに今しかないものと考えておりますので、どうか議員各位におかれましてはご理解と政策実現に向けての後押しをお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 坂口議員。

○2番（坂口直人君） 運賃が上限300円ということで話が進んでいるということですが、私も今の中学生とか高校生の保護者とかに話をする機会がありまして、どうですか、もし新しい高校ができればバス使われますかとかというような話があるんですけども、料金が安くなるのはやっぱりありがたいという声は多く聞こえます。

ただ、使いやすい運行ダイヤにさせていただきたい。例えば、部活動の終わりに夜遅い便に1便出してほしいという声を多くの方から聞いていますので、またそういうところも考えながら今後の協議会のほうにも臨んでほしいと思います。答弁もう結構です。

本当にこれは島民も大きな関心を持っていると思います。ぜひこれを成功させてほしいと思います。我々議員も応援していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 70年前、終戦後にスタートいたしました佃煮生産は今日まで島の経済を支えてきました。最近では戦後と比べ国民も豊かになり、近くのスーパーやコンビニでいつでも何でも買える時代になりました。人の身体の維持に必要な食の原点であります塩分をきかせた食品は最近になりまして健康志向からか人々から少し遠ざけようとする存在に置かれております。そのことが佃煮を日常的に食べなくなった一つの原因ではないかと思ひます。

そこで、視点を変えまして、人々が求める食品づくりはどの観点から、どの食品を人々が求めているかを探求したらどうかなと思ひます。小豆島ならではの商品づくりとしては、例えば健康食品の一つでありますオーリーブ油を使ったいろいろな食品づくりをして、人々が1日に1回は食する食品づくりができないだろうかと思ひております。よろしくお願ひいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員が質問で言われましたように、これまで小豆島の発展を支えてきた醤油、佃煮などの地場産業が食生活の多様化、あるいは原材料の高騰などによって大変厳しい経営環境にあると思ひます。その事態を打開するためには消費者が求める商品づくりが必要であると思ひます。

発酵食品研究所あるいは香川県の産業支援財団と一緒になりました研究会とか講演会などにも取り組んでおります。それから、食品産業の若手スタッフと私たちとの共同の勉強

会などもしております。その中で若者の中から議員がおっしゃったようなことを取り組んでみようという動きも出始めているところでございますが、まさにこれからいろんな病院の改革とか新しい高校づくりとか瀬戸芸とかいろんなことも必要なんですけれども、働く場というか、地場産業が元気になることが必要不可欠ですので、これからも努力していきたいと思っております。

詳細は担当課長がご説明をいたします。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城 博史君） 坂口議員のご指摘のとおり、戦後の食料難の時代に小豆島で盛んな醤油の2次加工品として佃煮産業が生まれました。これまで町長がおっしゃったようにこれまで町の基幹産業として成長を続けてまいりましたが、現在はお米の消費量の減少に伴う食文化の変化、それから浜口議員が申されました健康志向の減塩などの影響を受けまして、出荷額は下降ぎみの状態となっておりますところでございます。

そういった状況の中で町の産業支援室の事業として地域振興アドバイザーによる企業訪問を実施しております。その中で、専門的な視点から企業における技術的な課題の解決に向けたアドバイスや情報提供を行っておりますところでございますが、その企業面談の中から入手しております各企業の取り組みを私のほうから簡単にご紹介をさせていただいたと思います。

まず、小豆島の佃煮産業、これはほかの産業も共通に言えることなんです、本土の企業と比べまして原材料の移入、それから商品の移出に対して海上輸送の費用のハンディを抱えております。この課題の解消に向けて平成26年度から離島活性化交付金を活用いたしまして海上輸送費の支援事業を行っておりますところでございます。

また、他社にない商品開発をしていくには突出した差別化が必要となってまいります。小豆島産や瀬戸内海産の原料、それから香川県が推し進めております希少糖、それから無添加の原料などを使用するなど、よりこだわった商品開発をすればするほど必然的に商品単価が高くなるという問題も生じてきておるところでございます。

現在、佃煮業界では少子・高齢化を背景といたしまして、町長が申されました県の研究機関であります発酵食品研究所の支援のもとに既存設備で食品をやわらかくする加工技術を生かした介護食、それから惣菜の開発、それから浜口議員のご提案にありましたように健康志向食品としてオリーブの果実を使用したオリーブカレー、それから島パスタ、パスタの中に果実を練り込んだものでございます。それから、オリーブの葉を使用したお茶であるとかオリーブ青汁、こういったものの、佃煮以外の新たな分野の開拓に向けて新商品の開発等も積極的に取り組んでおるところでございます。

それから、商品の販路開拓についても、従来、個々の企業努力によって開発をしてまいりました小売店への卸売だけでなく定期的な購入を促していくために、顧客に対してカタログを送付するなどの販売促進に加えまして、インターネットを活用した通信販売においても実績を伸ばしておる企業がございます。

小豆島の主要産業であります製造業が元気になることが小豆島の活性化には必要不可欠であると考えておまして、そのためには浜口議員もご指摘のとおり、人々が求める食品づくりとなる消費者ニーズの把握と、それに応える商品開発にあると考えております。

浜口議員も十分ご理解をいただいておりますが、本来、産業振興は企業独自の自助努力の部分が非常に大きなウェートを占める部分ではありますけれども、町といたしましても起業家精神の復活に向けて企業のニーズを的確に把握をいたしまして、香川県の発酵食品研究所やかがわ産業支援財団、こういったところと連携をより密にいたしまして企業をサポートできる体制を強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 浜口議員。

○13番（浜口 勇君） 少し触れられましたけれども、消費者ニーズの把握という、これが僕は一番大事ではないかなと思います。ちょっとお聞きしますと、やはりつくって売

るほうの視点に立った見方が現在されとんじゃないかなと思いますので、やはり個々の企業の努力も要りますけども、それ以上にやはり求める商品は何だろうかということ、しかも小豆島に合った食品づくりをすべきではないかなという気がするんです。それには個々の企業だけじゃちょっと無理かなと思うんで、やはり行政なんかが応援して皆さんが求める食品は何だろうかという、こういう観点からひとつ力を入れていただきたいというのが趣旨なんです。

○議長（森口久士君） 産業支援室長。

○産業支援室長（城 博史君） 浜口議員のほうからは消費者ニーズという再質問を承りました。

この消費者ニーズの把握という観点から企業の取り組み、私が聞いている範囲でご紹介をさせていただきます。

まず、大きく2つご紹介させていただきます。

1つ目は、各企業の営業担当者、これについては全国に散らばっております。全国の得意先を回る中で、営業活動の中で得意先から業務用のニーズ等について情報を入手をいたしまして、その企業はこの要望に沿った商品づくりを行っておるとというのがまず1点、これ業務用でございます。

それから、2点目でございます。これは各社で行っておる取り組みでございますが、例えばのりの佃煮キャンペーンと題しまして商品にシールを添付をして、その商品を購入した一般の消費者の方がそのシールをはがきに張りつけてもう少しここをこうしてほしい、量を増量してほしいとかいうような幅広い消費者ニーズを吸い上げて次なる商品開発につなげていくやり方を行っておると聞いております。

各社ともどうしたら消費者に受け入れられる商品となるのかについては、もう日夜頭を悩ませているところであると思っておりますけれども、さきの講演会でちょっと聞いたことが一つのヒントで私受け取っておりますが、商品開発にあっては誰をターゲットに、どういった商品を、どこの市場で、どういった販売戦略で売のかという4点のことが大切であるということでありました。このどこかが不足してるんだと思っておりますので、今後企業をサポートできる体制を強化してまいりの中で、こういった部分についても気をつけてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

（13 番浜口 勇君「以上で終わります。よろしく申し上げます」

と呼ぶ）

---

○議長（森口久士君） 9 番安井信之議員。

○9 番（安井信之君） 私は2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思っております。

まず最初に、瀬戸内国際芸術祭 2016 へ向けた取り組みについてということで、前回の2013 年開催の瀬戸芸では各地で基盤となる施設の整備ができました。今回はソフト面での対応が必要ではと考えますが、どのように計画しているのか伺いたしたいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員の質問にお答えします。

2013 の瀬戸内国際芸術祭では島内の各地でいろんなアートの展開がされまして、島全体で期間中 19 万人の来訪者の方が来られたところで、島としてはにぎわいを取り戻すことができたのではないかと思います。

また、高齢者の方々を初めとするおもてなしは来訪者に好評でしたし、高齢者の活躍の場にもなったのではないかと考えております。来年の瀬戸芸でもそういった活動は今後とも続けていけたらと思っております。

2013 年の反省ですけども、安井議員のおっしゃるとおりだと思います。アートの作品の



みならずソフト面の対応がとても重要であろうと思います。例えば、案内板というか、そういうものをもう少しきちんとしておくことでありますとか、W i - F i を設置するといったようなソフト面での充実ではないかと思っております。いろんな提案とかアイデア、ご意見をいただければ、来年の芸術祭に間に合うように対応したいと思っております。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 安井議員ご質問のソフト面での対応でございますけれども、町長答弁にもございましたように、島内外に交流をもたらしましたおもてなしを初めとする地域との協働、連携によるソフト事業につきましては、今後地元関係者と協議を進めながら調整してまいりたいと考えております。

ご承知のとおり、今回の芸術祭では前回のエリアに加えまして池田港と草壁港が作品展開エリアに加わります。そこでは外国人作家を中心とする作品展開が予定されておりました、前回にも増して外国人観光客への対応や外国語での説明、案内等が非常に重要になってまいります。

現在、本年4月から国際交流アドバイザーをお願いしております森川光与氏の指導のもと、外国人対応に向けたスタッフの育成を目指しまして、職員を含む町民31名が受講する英会話教室の開催など、スタッフの育成に努めておるところでございます。

案内板、作品看板などのいわゆるサインにつきましても外国人観光客を含む来訪者にとりまして情報入手、移動手段における極めて重要なツールでございますので、周遊ルートに沿った整備や多言語化への対応など、関係機関、すなわち県の実行委員会ということになりますけれども、そちらとも十分に協議をしながら準備を進めてまいりたいと思います。

また、情報入手には欠かせない非常にニーズの高いW i - F i、いわゆる無線インターネットの整備でございます。これにつきましては港や観光施設、宿泊施設、前回の瀬戸芸で町が設置したものなどを含めまして現在町内の31カ所の施設で運用中でございます。次回の瀬戸芸に向けましてはこれらに加えまして新たな作品展示施設や食のプロジェクトを展開する施設等を中心に増設いたしまして、来訪者の利便性向上を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、芸術祭成功の鍵はアート作品のすばらしさ、小豆島のすばらしさは言うまでもございませんけれども、魅力の再認識によって地域が元気を取り戻すこと、また小豆島を訪れる大勢の方に小豆島のファンになっていただくことで観光から関係へという前回の瀬戸内国際芸術祭から掲げてきました理念を具現化することでございます。そのためには、安井議員おっしゃったように利便性が高く快適なソフト面の充実、温かいおもてなし、こういったものは言うまでもなく欠かせないと思っております。

開幕まであと半年となりまして、これから本格的な準備を進めなければならない時期が来ております。10月初めには瀬戸内国際芸術祭に向け役場内の組織体制も大幅に強化いたしまして周遊性を確保するための陸上交通の整備、情報発信の充実、展示場の受付や警備等の人員確保、ごみ処理や関連イベント、おもてなしなども含めたソフト面の充実強化に向けて町長以下、我々職員も全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位を初め町民の皆様にとってもご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 私が勉強不足だったのか、W i - F i の部分が町内で31カ所ということで、芸術作品なりがある場所でそういうふうな環境が整うとまた一段と見に来る人に対してもいい感じにはなってくるのかなと思っております。

また、場所の表示板なりもいろんなところである程度こちらではもう有名になっとなかなと思うんですが、見間違いのところでこの辺にあればありますかというふうなことも聞かれますので、ある程度もうわかりやすい形で、こんな表示まで要るのかなというふうな感じ、そういうふうなところまでかみ砕いた形の案内板なりを設置してもらいたいと思います。

また、Wi-Fiの分に関しては、今テレビのCMでもありますが、町ぐるみWi-Fiとかなんとかいうふうな宣伝も出てますが、ある程度、全部いうんはなかなかカバーできないところもあると思いますが、観光地なり島の魅力を発信するところではそういうふうな環境が整うような形でやってもらったらなというふうに思っております。その辺、そういう格好でやっていくのかどうかという。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

今現在、各港でありますとか、主要な観光施設でWi-Fiを使えるところ、これ事業者の努力によって導入されておりますけれども、そういった箇所が増えております。今回役場としては瀬戸芸の新たな作品の展示場所でありますとか、そういったところに増設しますので、今回の芸術祭についてはその範囲で整備を進めたいと思っております。

将来的な話として全町にWi-Fiという話もあるんですけれども、さすがに財政的な負担も非常に大きくなりますので、今後個人の企業の努力と町の役場の努力とあわせながらできる範囲で観光客の皆さんにとって利用しやすい体制に持っていかれたらと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） そのようでよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、町施策の実現と小豆島中央病院企業団とのかかわりについて町長の考えを聞きたいと思ひます。

町の施策として障害者及び高齢者福祉、子育て応援が今以上に充実させていかなければならないと考えます。その中で、企業団とのかかわりが重要になってくると考えます。特に、島内で遅れている障害者施策を企業団運営の中でどのように実現していこうとしているのか伺いたいと思ひます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） いろんな障害者施策を実現していく上で、企業団が運営する病院の役割はとても大きいものと考えております。

さきの6月議会においても医療的ケアを必要な重度の障害児者のための短期入所、ショートステイサービスを新病院で実現できないかという質問をいただいたところでありますけれども、現在小豆島中央病院企業団におきましては新しい病院で医療的ケアの必要な重度の障害者に対するショートステイを実施するという事で準備を進めていただいております。

企業団という独立した別の組織になったわけですがけれども、従来と変わりなく企業団との連携、意見交換を密にしまして、小豆島町で必要な障害者福祉あるいは医療施策が企業団の病院において反映できるよう努力をしていきたいと思っておりますし、新病院については企業団の議会になってますけれども、この小豆島町議会においても従来どおり議論していただければその内容を企業団に伝え、実現すべく努力したいと思っております。

詳細は担当課長がいたします。

○議長（森口久士君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（楠 初美君） 新病院における障害児者に対するショートステイについて、現状の検討状況をご報告いたします。

企業団では、先ほど町長からご説明いたしましたとおり、障害福祉サービスとして空き病室を利用したショートステイを実施する方向で準備を進めており、このサービスを提供するためには香川県知事の指定を受ける必要がございますので、現在指定に向けての準備を行っているところであると伺っております。

指定を受けるためには人員基準、設備基準、運営基準を満たす必要があることから、必要となる職員配置などの運営体制や運営規程などについて整備し、開院と同時に事業を実施できるよう指定の申請を行うこととしているとのことでございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 空き病室を利用したというふうなのですが、病室が満杯な場合はなかなかできないというふうなことになってくるのではないかなというふうな懸念もあります。そういうのは今、土庄中央病院と内海病院を合わせた病室より大分少なくした形での運用というふうな形になってくると思いますので、その辺、あいとったら使えるわいうんじゃなくて、その辺一つでも部屋を確保するというふうな方向でやってもらえればいいのではないかなと思いますが、その辺は。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 安井議員さんからの再質問に対してお答えさせていただきます。

一応今回の指定の申請につきましては空き病室ということで申請する予定としております。専用の病床ということで確保ということで安井議員さんから言われておりますけれども、これに対しましては今後の運営の中でどういうふうにしていくか、ちょっと内部で協議していくように企業団の中で考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（森口久士君） 安井議員。

○9番（安井信之君） 一般病室はいつ病人の方が入院してくるかわからんというふうなことで、ある程度幅を持たせた形での運用になってくるのかなと。その辺で障害者の施策自体がちょっと後退していくというふうな部分も出てきたら困るというふうなことでそういうふうな質問をさせていただいたんですが、運用の中でそういうふうなある程度の確保を考えていただけるというふうな方向で行かれるのではそれでいいのではないかなと思えます。そういうふうな形でお願いしたいと思えます。

今回の質問は、前回医療組合での質問事項の中で言ったときに企業団の企業長自体がもう一つこちらの意にするような答弁がなかったものですから再質問というふうな形のあれをさせていただきました。よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は 10 時 40 分。

休憩 午前 10 時 27 分

再開 午前 10 時 39 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 6 番柴田初子議員。

○6 番（柴田初子君） それでは、質問させていただきます。

初めに、主権者教育についてです。

選挙権年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げる公職選挙改正法が本年 6 月 17 日に国会において成立されました。これを受けて、来年夏の参議院選挙から 18 歳以上の人が投票できるようになりました。そうすると、高校 3 年生で選挙権が与えられることとなります。今後は選挙権年齢の引き下げによって、高校生はもちろんのこと、小学生、中学生においても成長段階に応じた主権者教育の充実なども課題になってくるのではないのでしょうか。

現在、教育は政治を初め、あらゆる権力から一定の距離を置くことが大原則であり、政治的中立は確保しなければなりません。その上で将来を担う児童・生徒に民主主義の基本である選挙に積極的に参加する意識を持たせる教育、主権者として政治に参画していく教育、地域の課題や問題点に目を向けた教育、18 歳選挙権が成立した今、義務教育現場における主権者教育についてのお考え、取り組みをお願いいたします。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 柴田議員のご質問にお答えします。

主権者教育について、選挙権年齢の引き下げに関連してのご質問でございます。

最初に、小・中学校における日本の政治についての学習状況ですが、小学校 6 年生の社会科において、日本国憲法を初め、三原則である国民主権、基本的人権、平和主義に加え

て国会の仕組みや参政権について学んでいます。

次に、中学校3年生の社会科においては、民主主義の意義、国民の生活の向上と経済活動との関係や、現代の社会生活などについて個人と社会のかかわりを中心に理解を深め、社会の諸問題に着目させ、みずから考えようとする態度を育てるようにしています。そして、民主主義を推進するためには公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気づかせ、選挙の意義について考えさせる教育に努めております。

また、平成23年度から本町では議会及び行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、小・中学生議会を実施しております。対象は小学校6年生、中学校は3年生を中心にしておりますが、特に小学校は4校の持ち回りとなっておりますので、今年一回りしましたので6年生全員が質問または傍聴を経験できるよう、今各学校と調整しているところでございます。

義務教育におけるの主権者教育は、子供たちが社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力、また違った意見に耳を傾け合意形成する力を身につけられるような教育を推進してまいりたいと考えております。

一方で、初等中等教育における教育課程の基準のあり方を審議している中教審教育課程部会が6月22日に開催されました。この部会で選挙年齢が18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法が国会で可決、成立したのを受け、今後は学校で主権者教育に積極的に取り組む必要があるとの意見が複数の委員から出されたことにより、次期学習指導要領の中に反映され、主権者教育が大きく浮上するのは確実と見られるとの報道がありました。

今後、学習指導要領の見直し等の状況を踏まえて主権者教育に取り組んでまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 先ほどの教育長の小学生、中学生議会、それを私もちよっと提案したいなと思っております。一応これで全部終わったんですけども、6年生、中学校は1つになったのであれなんですけど、小学校は4校ありますので、もう一回りしたら4年もかかりますので、6年生が一回も経験せずに終わってしまうというそういう懸念もありましたけれども、今のお話を聞きましてぜひ調整、4校がそれぞれ代表が出られるように調整をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今日の新聞にも少し載っておりましたけれども、新聞を読んでも子供は成績がよくなるとかいう話も少し載っておりましたが、そういうなんで本を読む子、読書、今図書館でも読書通帳などを発行して親御さんとか大人もそうですけども、本を読むっていう通帳をつくって皆さんに読んでいただく運動もなさって、進んでおりますけれども、なかなか新聞って読むっていうのは、このごろ新聞とってない家庭がだんだんと増えてきているように思うんですけども、それではなくて例えば町で発行しております町の広報紙とか議会だより、そういうのを、これいろいろ聞きますと大人でも町の広報とか議会だより読んでない方のほうが多いかと思うぐらい読んでないよという、そのままやという人がすごく多いので、こういうようなのを活用して教材の一つとして使えるんじゃないかと思うのですけれども、こういうのを取り組みをする予定とかはどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今、柴田議員のほうから再質問でありましたけども、新聞の教育、また広報、議会だよりの活用、これはもう大変大事なことだと思っております。新聞につきましては、町のほうから各学校に1紙とって配っております。必ず新聞を読んで読ますようにしてくださいということも4年ぐらい前から実施しておるところでございます。なかなか効果がありませんのでこれも地道に引き続きたいと思っております。

今言われましたように、6年生、中学校3年生、特に広報、議会だよりなんかを教材として取り扱うように私のほうからまた言っときます。ありがとうございました。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 進めていただいてありがたいと思います。

本当にもうこれからの未来をつくる子供たちですので、この選挙権もそうですけども、本当にこれからの子が個々の、一人一人の子供のこの一票一票が日本を変えていくっていう大きなところ、まずは町を変えていく、そういう力になりますので、ぜひ教育のほう、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、オリーブの収穫と搾油についてを質問させていただきます。

町長は常々オリーブほど健康な食べ物はないと言われております。小豆島のオリーブは先人たちの知恵と努力を受け継いで、今ではオリーブは小豆島という人が増えていることはとてもうれしい限りです。我が家でも食卓のテーブルにはオリーブオイル、それからドレッシングとかオリーブと醤油とかいろんなものを置いて何にでもかけるようにしております。

また、家の周りなんかでもたくさんのオリーブが植えられております。収穫時期になりますと、これからですが、人手不足や、お年寄りを楽しみでつくっていたが、体調を悪くして収穫ができなくてたくさん残っておるということもあります。これらは全国に発信して収穫体験者を募って収穫をさせてあげてはどうかと思いますがご意見をお聞かせいただきたいと思います。

それと、次にオリーブの搾油ですが、オリーブは収穫したら新鮮なうち、例えば24時間が理想らしいんですけども、すぐに搾油しなければなりません、収穫が集中します。となると搾油機があるところは自分のところで優先的に搾油するのですが、ほかの方たちは日にちがかかってしまいます。現在、聞くところによりますとオリーブ公園では100キロと50キロのこの2つの搾油機があり、またこの9月9日には50キロの搾油機を導入すると聞いております。全体の収穫量がさらに増える可能性もあります。増えた場合に良質のオリーブ油をつくるために今後もこの搾油機を増やす考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員のオリーブに関連した質問についてお答えをいたします。

私は町長に就任以来、小豆島オリーブトップワンプロジェクトを立ち上げまして、オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業などに取り組んでおります。また、原則毎月1回オリーブ研究所あるいは発酵食品研究所などのメンバーとオリーブミーティングというのをしてオリーブの振興について議論をさせていただいているところでございます。

ご質問にありました件ですけれども、質問のようにオリーブ栽培者が高齢化しておりまして、栽培管理が難しい園地が増加しております。したがって、全国に発信して収穫体験者を募って収穫したらというのは貴重な提案だと思っておりますが、個人所有地の場合にはなかなかいろんなトラブルが起こる可能性もありますので、現実的にはハードルがあるのではないかと思います。現実的な対応としてはオリーブ公園で収穫体験を実施しておりますので、そちらで体験していただくということだろうと思っております。

2点目の採油機の追加導入については後ほど担当課長がご説明いたしますけれども、先般追加導入したばかりですので当面はこの搾油機で対応は十分ではないかと思っておりますので、それらの導入につきましては今後の動向を見る必要があると考えております。

詳細は担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） オリーブ課長。

○オリーブ課長（清水一彦君） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

オリーブの収穫時期は人手が足りず、生産農家や企業は人集めに大変苦労しております。また、農家の後継者不足、担い手の確保は深刻な問題として認識しております。

栽培農家の高齢化への対応策として、平成23年に発足したオリーブ栽培応援隊では生産農家からの依頼を受け、小豆島町シルバー人材センターが作業員を派遣することで対応しております。これにより、高齢者の雇用拡大にもつながっております。今後さらに応援隊を強化することで解消に努めてまいります。

また、栽培管理自体が困難となった園地につきましては、担い手への農用地の集積、集約を進めるために設置された農地中間管理機構もございますので、オリーブ樹木も含めた農地の貸借を推進したいと思います。

先ほど町長が申しましたとおり、オリーブの普及や情報発信を目的に毎年小豆島オリーブ公園では秋に大収穫祭を催しております。中でもオリーブ収穫体験は人気の高いイベントの一つとなっており、全国から大勢の方が来られております。収穫体験はこちらで体験していただき、オリーブの魅力を感じていただけたらと思います。

なお、農家からのご相談についてはできる限り対応させていただきますので、情報の提供をお願いいたします。

次に、採油機の導入に関してのご質問ですが、小豆島オリーブ公園にある採油機は当公園で収穫された果実の搾油と町内で栽培されたオリーブで自家消費を目的とした搾油受託用に導入したものでございます。なお、販売目的での搾油依頼は受け付けておりません。

搾油機につきましては、柴田議員のおっしゃるとおり昨年度までは 100 キロ級と 50 キロ級の 2 台の搾油機があり、先日新たに 50 キロ級を追加導入しております。これは収穫量の増加に伴い搾油依頼件数が増えたことによるものです。

今後の収穫量及び搾油実績等を注視しながら、導入の有無については検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） 農地のことなんですけれども、今それぞれ検討して耕作者の人と相談してるという話があったんですけど、うちの近くに本当にいろんなのをつくってるんですけども、ただ病気とかじゃなくてちょっと認知症にかかったりするとどうしても人と話もしなく、畑がせっかく、大体定年退職してつくってる人、結構都会から帰ってきたりとかそういう人が多いので、今も言われた高齢化、そういうなんで相談することもできないような状態で、せっかく収穫ができる状態になっているのに荒れてるっていう、そういうようなところもほかにもあるんじゃないかと思うんです。そういうようなところを一まとめに、どっか行政のほうで一まとめにして誰かに借りてもらうとか、そういうふうにして体験もするとか、そういうなことはできないんでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ご案内のとおり、だんだん高齢化しまして耕作をできなくなった、収穫できなくなったというご相談、当課のほうにございまして、今、当課のほうとしましてはこの中間管理機構という農地の貸し借り制度、それからもともとあります農地の貸し借り制度等々ございますので、ご相談を受けた際にと申すんですけども、大方は企業化された方々、ちょっと大規模に経営されておる方が隣接にあればそちらの方を優先的にご案内して受けていただくような方法で対応してございますので、それでご理解いただければと思います。

○議長（森口久士君） 柴田議員。

○6番（柴田初子君） そのオリーブでいろいろな製品はあれなので。昨日シンポジウムに参加した折のことなんですけれども、島根大学副学長の佐藤副学長さんの話の中で、いろいろ話、オリーブのこととか、6次産業のこととかいろいろ話が出まして本当に私も参加させていただいてすごくいろいろ勉強になったんですけども、その中でオリーブの話が少し出ました。小豆島へ来るに当たって、奥様がぜひ小豆島いうたらオリーブであると。オリーブというたらイタリアンであると、イタリアンがあるんかなと思って来たらイタリアンの専門店がなかったというそういう話もされておりましたけれども、いろいろと工夫して、先日これ私もテレビで見たんですけども、地中海料理の研究をしているという人がありまして、アメリカの研究機関なんですけども、これ 2015 年 4 月に研究したところ、1,000 人対象に 5 年間、地中海料理を食べた人を調べてしたら、認知症の発症のリスクが 54%も減少したという研究発表が発表されておりました。本当に小豆島は魚もすごく DHA の魚も豊富でありますし、オリーブ、オイレン酸も脳の血流を促して認知症を予防する

というふうにも言われておりますので、このオリーブを小豆島の特産品、トップワンプロジェクト、さらにそれを見ていただいて小豆島が本当に豊かになるようにそういうふうな努力というか、さらなる努力をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

---

○議長（森口久士君） 4番松下智議員。

○4番（松下 智君） 私は太陽光発電（再生可能エネルギー）と農地法の関連で質問いたします。

この太陽光発電で町民の方から太陽光発電したいんやけれども農地法の規制が厳しいということで、2名の方から話があったんですけども、その上で私がちょっと調べた範囲で確かに問題あるなということから質問させていただきます。

今年度の再生可能エネルギー関連の概算要求額は約1兆円規模であり、平成30年度での発電割合は25%を目標にしているようであります。これは再生可能エネルギーいろいろありまして、太陽光発電だけじゃなくしてバイオマスとか風力とか地熱とか、まだほかにたくさんあります。そういったものを合計でこういった目標にしようであります。

これまで太陽光発電は住宅での設置が主流でありましたが、地上での大規模な設置に移りつつあります。このような状況下で設置の際での最大の課題となるのが農地法関係の規制の厳しさにあると私は思われます。特に、小豆島は平地が少ないということですので問題点があろうかなと思っております。

こういったことから質問いたします。

質問の1つ目ですが、農地法の厳し過ぎる土地利用規制の中でも最大のネックになるのは農業振興地域整備計画であり、この計画の農用地区域内農地にあっては私有地にあっても原則として農地転用は不許可とされております。この計画の見直しによる適用除外によって救済される面が多々あると私は感じておりますが、そういったことから本町の次期計画の見直しはいつごろになるのでしょうか。

質問の2つ目ですが、現整備計画では農地に指定されている土地であっても現況が山林、竹林等であり、全くの耕作放棄地が、括弧書きしてありますが、農地への復旧が将来においても不可能であって、整備計画の目的にそぐわない、農地にも有効活用をされていない、農地以外の面でも有効活用されていないと、これは最大の問題かなと思っております。そういった土地が見受けられるものが多々あります。

この計画上やむを得ないかもわかりませんが、農地確保に固執する余り、これらの土地の有効活用が図られていないと思っております。整備計画を見直す段階でこのような耕作放棄地、そういった土地の取り扱いはどう考えておられるのでしょうか。

質問の3つ目ですが、農村地域の振興策として太陽光発電と農業の健全な発展の両立を促したソーラーシェアリング方式、これは農業と発電事業を同時に行い、売電収入を得ることができるのかということですが、こういう施策が最近認可されております。

ちなみに、四国4県でこの施策に取り組んでいないのは香川県のみと聞き及んでおります。その上で、この事業内容と実施上でのメリット、デメリットをお尋ねいたします。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 松下議員の質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの一つとしての太陽光発電の重要性については十分認識をしているところでありますけれども、私見を申し上げますと、私は太陽光発電がエネルギー問題の決定打であるとは思っておりません。

この太陽光発電については真正面から自治体が関与できる制度がなくて、ご指摘があったような農地法とか個別の法律に触れるときのみ市町村の意見が求められております。太

陽光発電は立地場所によっては環境保全の問題とか景観の問題があると思いますけれども、ほとんどの場合、自治体がかかわれないケースでございます。例えば、寒霞溪の中に太陽光発電がありますけれども、私は決して好ましいものではないと思っていますが、意見を言うチャンスがありませんでした。

この農地法についてもいろんな問題があると思いますが、農地法等の運用は農業委員会の専管事項になっておりますので、これについても町長として意見を申し上げることは大変難しい制度になっております。

詳細は担当課長からご説明をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 松下議員さんからの太陽光発電の整備を進める際の農地法、それから農業振興の整備に関する法律、いわゆる農振法と申しますが、地目の転用の際に非常に転用基準が厳しいというふうなご指摘でございます。

この法律、根本的には日本国土の中の限られた農地をいかに将来にわたって保全するかということが本旨でございます。それから、農振法につきましてはその中でも特に農業の振興を図るべき地域を指定するというのがこの法律でございますので、その中で農業振興地域という形で指定されてございます。

本町では平成 24 年度にこの整備計画の見直しをしてございます。この指定によりまして、ご案内のとおり所有者の方につきましては農地以外に転用したくても原則的には除外できないというふうな制限がございます。また、逆に農道とか水路の土地改良事業の改良工事、これにつきましては原則として農用地区域であること、こちらのほうが要件になることもございまして、窮屈な面とか有利な面とか、その規制に関してはあるということをご理解いただきたいということでございます。

この整備計画は 10 年後を一応見通した計画でございますので、基本的に県の基本の方針の中でも基本的にはおおむね 5 年ごと、5 年ごとに必要に応じて見直すことというふうなご案内になってございます。

次に、現況が耕作放棄地とか山林化した農地など、整備計画の見直しの際の取り扱いの考え方についてということでございますが、この整備計画の見直しにつきましてはさきの平成 24 年度の際の例を申し上げますと、町の農業振興対策協議会という諮問機関がございまして、こちらのほうで農用地区域の設定をどうするかという基準を作成してございまして見直しを行いました。その結果、農用地面積は従前 569 ヘクタールありましたが 359 ヘクタールまで絞り込んでございまして、大幅に見直しがされたというふうに認識してございます。

なお、全体的な計画ですので現況が荒廃化していてもまとまりがある一体的な団地というふうな場合などの条件によりましては必ずしも農用地から外れていないということでございます。それから、耕作放棄地の再生事業とかその他の補助事業、これが受けられなくなるおそれもあるということが考慮されておるのではないかと考えられます。

ただし、おっしゃられるように今後営農が困難な農用地につきましては見直しの際に順次現実に合うような方向で検討したいと考えてございます。

それから、3 点目になります。ソーラーシェアリング、農地の上に支柱を立ててソーラー設備を行う営農型の発電設備というものでございます。まず、香川県でも平成 26 年度からこちらのほう対応してございまして、本年 8 月までで 12 件の許可した実績がございまして。

この営農型の発電設備につきましては、耕作地の上に簡易な支柱を立てて上部で発電設備を行うというものでございますが、一応この際には農用地区域であってもその枠組みからは外れまして、一般の農地としての農地転用というふうな扱いがございまして、設置が可能になるということでございます。

ただし、その場合の取り扱いでございますけれども、これ平成 25 年 3 月 31 日付で農村振興局長からこの転用の取り扱いの通知が来てございまして、農地法上はまだこの設備自



体が開発段階であるということから一時転用という形で扱わせていただくということでございます。この一時転用の場合には許可期間が最長でも3年、以降、更新されたい場合にはその都度申請をしていただいで許可が必要になるということでございます。

それから、また厳しい条件でもあるんですけども、その設備の下の農作物の栽培状況も毎年どういう状況にあるかという報告義務がございまして、品質も含めて生産力が著しく低下した場合には営農指導、それから改善が行われない場合には撤去というふうなこともあり得るといふふうなことでございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 私が質問した本意は、農用地区域内農地の真ん中にあるような土地は無理があろうかと思っております、それは。ただ、端々にある山林とか竹林とか、そういった土地はこの計画から適用除外順次されてしかるべきだと思います。

というのは、先ほど申しましたように、農地の後継者、高齢化と後継者がいないということから全くの耕作放棄地になっとんですよ。ですから、農地でもご活用されてない、農地以外でも有効活用されていない、そういった土地の扱いをどう考えますかというのが本意であります。

ですから、ちょっと質問いたしますが、その際、計画を見直す際に農家の方の意見はどこまで参考にしているのか、それをお答えいただきたいのと。

もう一点、3つ目の質問なんですけども、これは周りが農家の場合はこの計画から適用除外はもう全くされないんですよ。ですから、このソーラーシェアリング方式以外はその土地の有効活用するためにはこのシェアリング方式でしか活用は図れないんですよ。

そういったことから、これもちょっと質問しますけども、農作物の収穫量を今おっしゃったと思いますが、耕作放棄地であったものが前年度との収穫量の2割いうたんですか。2割減があったらだめと。そこは比較対照は場合どうなるんですか。耕作放棄地であったものがそれした場合に前年はゼロですよ、収穫が。そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 先ほどの意見聴取の件でございますけど、平成24年度に全体見直しをかけました際には、まず農地の所有者の方、それから納税者の方々、約4,800ぐらいになるんですけども、の方々に意向調査と今後の農業に対する、振興に対するアンケートという形をとらせていただいております。回答率が1,800弱、36%から8%ぐらいの回答率でございますけど、そちらのほうのご意見を参考にさせていただいて先ほど言いました審議会の中で農地のほうを、整備計画を作成していったというふうな過程でございます。

それから、さっきのソーラーシステムのほうの耕作の確認ということでございますけれども、こちらのほうも指導要領通知の中にございまして、普及所の職員であるとか試験場の職員とかいう知見者、こちらのほうが確認して、周辺の農地と比較して収量が著しく、どうかというふうな判断をさせていただくということでございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 松下議員。

○4番（松下 智君） 国の通達では10年で見直す、5年ごとにそういう調査的なもので見直しとおっしゃいましたけども、それはそれとして仕方ないと思いますが、岐阜県の飛騨市は毎年農家の方の意見を聞いて見直しを図っているようでありますので、希望としてそういったところもあるんだということは認識願いたいと思います。

それから、3番目のソーラーシェアリング方式ですけども、実は私、県の農政課にも行ってきました。この農地法の関係で相談に行ったんですけども、ソーラーシェアリング方式があるんだということを聞いてくれなかったんですよ。実際問題、町の担当課も実際に太陽光発電に取り組むのは個人の資金ですから余り積極的には言えない部分がありますよね。失敗したときのことを考えたら。ただ、こういった相談があった場合はこのソーラーシェアリング方式いうのも考え方としてはあるんだということぐらいはお願いしたいなと

思います。

それから、もう一点ですけれども、実際に土地の所有者でこの計画区域内にある方がある介護施設へ入ったんですけれども、土地を現金化したいというてもこの規制によってそれもできない、そういった状況もあるということも認識をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

---

○議長（森口久士君） 1番大川新也議員。

○1番（大川新也君） 私のほうから3問質問したいと思います。

まず最初に、防犯カメラの設置についてです。

6月議会で中松議員からの質問があり、答弁としましてプライバシーの問題等があり今後関係機関、主に警察と慎重に検討していきたいとありました。その後、7月22日、小豆署におきまして小豆地区防犯協会連合会総会で、警察のほうから島内の6カ所の港にぜひ両町で防犯カメラの新設をお願いできないかと、必要と思われるので設置をお願いできないかというふうなことが提案されました。

最近では4月に土庄町の事件でも防犯カメラが活用され、またテレビでは毎日のようにいろんな事件でも防犯カメラの映像がかなり犯人捜査に役に立っていると。寝屋川の事件もありますし、いろいろなところでも防犯カメラを設置しております。

この小豆島でも当然そういうな事件が起こったわけでございますし、当然これから6月の議会でも中松議員が質問しました高齢者の徘徊等の調査等でも十分に威力を発揮できるんじゃないかというふうな思いがします。小豆島町も安心・安全のまちづくりというふうなことを上げておりますので、防犯カメラがついてプライバシーもあるかもわかりませんが、犯罪を防ぐこともできると、カメラがついてるからできないというふうな犯罪を防ぐこともできますし、高齢者の見守れる結果といいますか、徘徊したときのここを通ったというふうな現状の把握もできるんじゃないかと思います。安心・安全を考えるまちづくりでそのあたりのところいかがお考えでしょうか。

この質問を出した後、今回の補正予算の中に防犯カメラの設置工事として328万4千円が計上されております。当然これではつけるというふうな方向で行くと思いますが、その詳細を教えてくださいと思います。

もう一点、善通寺市では今年15年度に予算を1千万円、30台を目標に設置するというふうな、自治体がこういうふうな単独で防犯カメラを設置するのは珍しいそうですが、できましたら小豆島町でもそういうふうな方向で、今後毎年でも、少しずつでもよろしいので必要と思われる箇所に設置の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から防犯カメラについてご質問がありました。

6月議会におきまして、中松議員から質問をいただき、防犯カメラの必要性につきまして検討をしてきたところでございます。そのような中で、大川議員ご指摘があったように、7月に開催されました小豆地区の防犯協会の総会において警察のほうから提案が2町にされたところでございます。

防犯カメラにつきましては、大阪寝屋川市で起こりました事件で映像が犯人逮捕の決め手となるなど、近年犯罪の早期解決に大きく寄与しております。また、島嶼部である本町にとって犯罪者や失踪者が島外に出たかどうかの捜査や捜索の鍵になると思われま。

このようなことから、先ほど質問にもありましたように本町におきまして9月補正で町内の4つの港に防犯カメラを設置する予算案を提案させていただいております。同じく土庄町でも9月補正で予算計上をすることとなっております。

問題となるのが住民の皆様のプライバシーにかかる映像だということですが、映像の管理につきましては犯罪捜査や失踪者の捜査の担当機関であります警察に委ねること

が適当であると考えており、今後、小豆2町及び小豆警察署と協議してまいりたいと考えております。

ご質問にありましたように、住民の安心・安全を考える上で防犯カメラの積極的活用が必要だと思っております。

補足説明を担当部長がさせていただきます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大川議員さんから防犯カメラの件でのご質問がございました。

私も言われておりました小豆地区防犯協会連合会の総会と一緒に出席をさせていただいておまして、その席でこの防犯カメラの設置についてのお話が出たところでございます。

6月議会で中松議員さんからご質問がありましたように、行方不明者、それから認知症の方の徘徊等に対しまして防犯カメラが有効であるのではないかとということで町のほうでも検討しておった中での申し出だということで町のほうでも前向きで検討しておったところでございます。

それで、港につけることにつきましては先ほど町長のほうからその優位性につきましては話がございました。それで、私どものほうでどういうふうな防犯カメラにするかということで検討しておまして、今県のほうが小豆島町内に5カ所防犯カメラを設置しております。それと同じタイプの防犯カメラ、これを考えておるところでございます。こちらのほうについてはカメラが2台ついておまして、それからデータにつきましてはその機械の中に蓄積をされてまいります。そのものを何か事件、それから行方不明者が出た場合にはそのデータを取り出して捜査ですとか捜索に役立てていくというふうなことで考えておるところでございます。

それから、大川議員さんご指摘の善通寺市のほうでかなりたくさんの方防犯カメラを設置するというので私どももお聞きをいたしております。こちらのほうは善通寺市の市長さんの施政の方針、こちらのほうで防犯カメラをつけるということでそういうような形でそういう事が進んでおるということになっております。

私どもの町でどこまで防犯カメラについて進めていくかということは今後十分に検討して議会にも諮ってまいりたいと、こういうふうと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 4港で328万円ぐらいですか、今ついている既存のカメラが1台約50万円というふうなことで、大きな4カ所であればそれ計算しとったら維持費も入ってのこの補正予算かなと思いますけど。

今既存の町内で5カ所ついておりますカメラは非常ボタンを押したら警報が鳴って自治会のほうの駆けつけ隊という有志の方が駆けつけてくれるというふうな仕組みになっているそうですが、それと同様なことを港にもつけるのでしょうか。そのあたりどんなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 再質問にお答えをさせていただきます。

今現在、私どものほうで考えております防犯カメラにつきましては、補正予算で計上させていただいております、こちらについては支柱を含めての金額ということでこの金額になっておるところでございます。維持費のほうはまた別個、今からかかってまいるということになります。

それと、これまでの緊急警報装置、これを取りつけるかどうかにつきましては、これは今までつけておるところはかなり町の中心的なところにございまして、近くからすぐに人が駆けつけられる、周りに人が住んでおるとおるところでございます、そういうところでそういうふうな効果が出てくるということになります。

ただ、港になりますと少しやはり住居から離れておるところもありますので、こちらのほうはこの緊急警報装置については今のところ考えてないということでございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 支柱も含めてということですが、防犯カメラ、港につける場合は別に自治会等への連絡とかそういうのは、自治会の協力を得るとかいう、そういうなことはもう必要はないんですか。その辺をちょっと。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 港につきましては管理者としては行政側ということになってまいりますし、あくまでも防犯、それから犯罪の抑止ということになってまいりますので、自治会のほうへのお断りは必要ないのではないかなというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） わかりました。

それでは、4基、各港につくということで、以後できるだけ多くいろんなところにつけていけるようお願いしたいと思います。

続きまして、2問目に参ります。

各種会議、協議会等の人選はということですが。

現在今、町政全般に関する大切な多くの会議、協議会が開催をされておりますが、そのメンバーは大部分が各種団体の等の長で構成されており、どの会に行っても同じメンバーになっているというような感じが十分しております。果たしてそれで住民の声が届いているのかどうかという、先ほどの森議員の質問と重複する点もあるかとも思いますが質問したいと思います。

最近では特に小豆島創生総合戦略会議、島外有識者の意見を聞く会、小豆島地域公共交通協議会、小豆島の地域医療を守り育てる島民会議等、次々と発足し、いろんな講演会等が開催されております。この人選はどこの段階でされているのか。

一例申しますと、小豆島地域公共交通協議会、これは法定の会かなというふうな話もありますが、この中に議会のメンバーは誰も入っておりませんし、小豆島創生総合戦略会議にも議長のみがメンバーに入っているというふうなことで、議会はただそこで決まったこと、特に今回の公共交通の感じですが、300円上限というふうな決定がこの協議会でされたらあとは議会の承認を得るだけというふうな、何か議員には何もそういうふうな会合での話し合う機会がないというふうな感じがします。そのあたりの人選、また果たして各団体のトップだけでいいのか、対外的には確かにそれぞれの会長さんとかいうふうな方が、名簿を見ましたら、ああ、すごい会ですねというふうに思えるかもわかりませんが、実際に討議が、意見が出ているのかどうかも不安に思いますので、そのあたり人選はどのあたりから決められているのか質問したいと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員の各種会議、協議会等の人選についての質問にお答えをいたします。

町政全般でいろんな施策を推進する上で、町議会が最も重要な場であることは言うまでもありませんけれども、町議会の場以外に多くの町民、島民の皆さんの意見を聞くということで会議が、協議会が設けられているところであります。

その人選はそれぞれの会議の趣旨、協議会の趣旨によって異なってくるんですけども、できるだけたくさん意見を聞くということで担当課の提案を聞いて私が決めていることがほとんどだと思います。

確かに団体の長と重なりがあるのはそのとおりだと思います。またそれぞれの団体は、例えば自治会とか商工会とかそれぞれの課題に重要な役割を果たしていますので、その方々を抜くわけにはいかないという面もあろうかと思っております。

いずれにしてもできるだけ幅広い人の意見を聞くために会議、協議会を設けておりますので、抜けている方がいるというご意見があれば、言っていただければ今行っている協議会にはそのような方を追加してご意見を聞くようにしたいと思っております。

それから、いろんな協議会の発足とかに当たって、やはり反省として町議会の議員の皆さんに内々にご相談し、こういう方を入れるべきだというようなことを聞いた上で人選す

るべきだろうと思いますので、今後はそのような手続もちゃんとしたいと思っております。

個別の会議の選考の経緯等についてそれぞれ担当部長が説明をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 大川議員のご質問にお答えいたします。

会議等の人選ということでございます。今現在、町のほうで設けております協議会なり審議会、たくさんございますけれども、こういった会議につきましても法律に基づくものであったり、町が任意で設置するもの、さまざまでございます。

議員からご例示いただきました小豆島町創生総合戦略会議につきましても、地方創生を実行していく上では幅広い住民の皆さんの参画、協力が必要でありますことから、内閣府のほうからも幅広い人選をするようにといった通達も参っておるところでございます。これに基づきまして、本町におきましても産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体などからそれぞれ代表者の方を選出させていただいております。加えまして、本町の場合、医療、福祉が非常に重要な局面にあるといったようなことで、病院とか福祉施設の方にも入っていただいております。

また、それとは別に島外有識者の意見を聞く会というのも設けておまして、これにつきましては本町の政策を推進する上でその分野の専門的見地を有する有識者の方々にご意見を伺う機会を設けておるところでございます。

ただ、この委員というのも町長申しましたように、あくまで固定する考えはございませんで、委員の方、また議員の方からこういった方を加えてはどうかといったようなご意見を頂戴した場合には柔軟に対応してまいりたいと思っておりますし、実際にこの週末に第2回の総合戦略会議を開催する予定ですが、一部ご意見を頂戴した部分については委員の追加を行っております。

次に、小豆島地域公共交通協議会でございますけれども、これも地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、土庄町と共同で設置しておるものでございます。この協議会は地域公共交通網形成計画を作成するというのが大きな目的でございます。この計画を策定しようとする地方公共団体、関係する公共交通事業者、道路管理者、港湾管理者、公安委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者などをもって構成しております。人選につきましては両町で協議の上、両町長の合意をいただいております。

なお、最初の小豆島町総合戦略会議につきましても事務方で人選を案をつくりまして、町長と協議の上で選任させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 小豆島の地域医療を守り育てる島民会議についてご説明をさせていただきます。

先ほどの森議員からのご質問で町長のほうから答弁いたしましたとおり、新病院が成功するには小豆島の住民が自分たちの病院を自分たちで守り育てるという機運の醸成が欠かせません。また、全国の成功事例を見るとそこでは住民の主体的な取り組みがなされております。そのため、小豆島中央病院は島民である私たちの病院であり、みんなで新病院を守り育てるという機運を高めるためにこの会議の設立を呼びかけた次第でございます。

委員につきましては、医療に関係するさまざまな人々に呼びかけをさせていただきました。具体的に申し上げますと、病院利用者として子供から大人、高齢者という観点から、愛育会、老人クラブ、婦人会、学校関係者などがございます。また、障害者や介護が必要な観点から、障害者施設、介護施設、また側面から支援する方として自治会連合会、社会福祉協議会、商工会、シルバー人材センター、ナースセンターなどの方に呼びかけをさせていただきました。

8月26日の島民会議の設立についての趣旨説明会を実施したところでございまして、そこでご賛同をいただいたということになっております。また、第1回の運動として9月5日に佐藤企業長のほうから講演をいただきました。その会議において、参加者の方からそれぞれの組織において本日のこういう会議の趣旨を広く会員に理解を深めていくこ

とが大変重要であるというような提言がなされ、会場で大きな賛同を受けました。事務局としてはこの意見を深く受けとめていきたいと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） それぞれの課で慎重にされているということがわかりましたが、まず小豆島創生総合戦略会議、第1回、私も傍聴に行かせてもらいましたが、各種産業界、いろんなどころから出てきております。金融機関に百十四銀行と香川銀行は入っておりますが、一番大事な町の指定金融機関であるJAの名前がなかったように思います。そのあたりはどのような考えでJAを除いたのか。また、申し入れがあればいつでも入っていただくというふうな話ですが、頭の会でそのJAだけが抜けていたのが不思議に思いましたのでお聞きしたいと思っております。

もう一点、小豆島の地域医療を守り育てる島民会議、これは行政主導でやるんですか。これ住民が初めて島民会議という名前をつくってやるんで、行政がある程度の下準備をしてこれはつくった会かどうかを確認したいと思っております。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 大川議員の再質問にお答えいたします。

金融機関のうち、指定金融機関のJAが抜けておったということでございます。これにつきましては、地方創生が俎上に上がってきた段階で香川銀行なり百十四銀行のほうから委員に加えてほしいという強い申し入れがございまして、それが事務方の頭に残る余地に欠けていたと反省しております。申しわけなかったと思っております。第2回会議にはJAの支店長さんも加わっていただくように委員の追加を行ったところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 地域医療を守り育てる島民会議につきましては、先ほどご答弁しましたとおり、行政から提案をしてそれを8月26日に趣旨を説明したところ、多くの賛同を得て発足したという次第になっております。

運営につきましては、それぞれ意見を聞きながら柔軟に対応していきたいと思っております。行政については実際の運営についてのみで、主体としては島民という形で考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） やはり指定金融機関を忘れないようお願いしたいと思います。

時間もありませんので3問目に行きたいと思っております。

昨年12月に有害鳥獣のイノシシ対策について私が質問しました。鳥獣被害が12月より深刻に今年またなっております。再度質問したいと思います。

町も当然防護柵資材の助成等対応策はとっていただいておりますが、やはり頭数の削減が一番ではないかというふうに思います。これだけのイノシシが増えてきますと、鹿もそうです、猿もそうですが、鳥獣害、有害なやつはやはり頭数を減らさなければ無理です。

一例申しますと、自衛隊の方をお願いして山狩りをしてもらうとか、この前12月に言いました、ほかの猟友会へお願いして、当然山を入山禁止にしてやるというようなことも考えるべきやと思っております。

私の神懸通地区でも今年稲作、もう稲刈りが1週間後にできるというふうなところへイノシシはやってくるんです。もう耕作放棄をして来年はつくらないという方は私の知る限りでは5、6名出てきております。

また、畑もやはりすごいイノシシによりましていろんな作物がとられる。これはつくっても仕方がない。ある程度の防護柵はしてるんですよ。それでもイノシシという生き物はすばらしい頭がいいのか、すき間があればそこを目がけて入ってきますから、本当にこれ大変なことになっております。多分どこの地区でも、池田のほうでもそういうような声は聞こえると思っておりますが、やはり積極的な、抜本的な、いやあ、そんなことをするんかというぐらい驚くような施策を何か考えていただけないですか。

本当に汗水流して、私個人的になりますけど、田植えの苗から一生懸命やって、あと一週間で稲刈りでき、イノシシに全部走られたら全部捨てないかんですよ。農民の声というか、私は農民には値せんかもわかりませんが、実際に町はもう少し施策を考えてほしいなというふうに思います。

先日JAの2階で土庄町出身の堂山さんでしたか、あの方がイノシシ鳥獣害の野生動物から田畑を守るというふうな講演といますか、講習会がありましたか、あの方のお話の中にも頭数を減らす話は一切ありませんでした。柵のことで柵はこういうなんではだめとか、そんな柵の方策ばかりで、お話ばかりで、まずは頭数を減らさなければ幾ら柵をしてもイノシシは増える一方です。鹿も増える一方です。そのあたりで何か抜本的な奇抜なアイデアをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員から有害鳥獣対策についてのご質問がありました。

野生鳥獣による被害については大川議員と同じように私もとても深刻な課題だと認識しております。環境づくり、防護、捕獲の3点セットで町としてやれることは全部やってみるつもりでありますけれども、なかなか対策を超えて被害が出てくるということでございます。

先ほど言われた堂山さんの話、私も聞きましたが、捕獲のこともちゃんと彼は言ったと思いますけれども、確かに捕獲よりイノシシや鹿よりも賢くなって対策をするという点に力点が置かれてたと思います。目の前にいる、奥のほうにいるイノシシや鹿を捕獲しても意味はないと。目の前に来ている悪さをイノシシや鹿を捕獲しなければ意味がないというようなことを彼は言ったと思います。いずれにしても小豆島出身で堂山さんのような研究者がいるということについてはとても頼もしく思いましたので、内外のいろいろな人の知恵をかりてできることを全てやる、国や県の予算でできないことは単独予算をつけてでもやるという覚悟でやりたいと思います。

詳細は農林水産課長が答弁いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ただいま大川議員さんからのほうの、特にイノシシ、野生鳥獣の中でもイノシシについての積極的な捕獲、効果的な頭数削減対策が抜本的にないかというふうなご質問でございましてけれども、さきの町長の答弁がございましたとおり、環境づくり、防護、捕獲、言うまでもなく地元と猟友会、そして町が一体となって取り組むというのが基本姿勢となっております。

ご質問にございまして捕獲、こちらにつきましてはとにかく捕獲圧を高めるということでございまして、従来どおり狩猟免許を持たれた方、保持者を増やそうということで努力してございまして。そのための免許の取得費用とか免許を保持するための費用、こちらを助成させていただきました。

平成19年度の状況では、わな猟の免許を持たれた方が3名、それから銃猟を持たれた方が18名ということでございましたけれども、この助成制度等によりまして本年の4月1日現在でございまして、わな猟の方が80名、それからこれちょっと重複してんですけども銃猟による免許取得者、こちらのほうが29名というふうな形で順調に増加しているような状況でございまして。

また、捕獲頭数につきましても本年の8月末現在の数でございましてけれども、イノシシが210頭捕獲してございまして。前年の8月末の捕獲数が115頭ですので、鹿も猿も同様でございましてけれども約1.8倍から2倍、こちらのペースで捕獲が進んでおる点のご理解いただきたいと思いますというふうに考えてございまして。

当然イノシシの場合、繁殖による個体数の増加がこれは異常に伸びるということもございましてけれども、免許取得者がこれだけ増加した、それからわなに対する捕獲の技術の向上、こちらをあわせて上の捕獲数が伸びたというふうにご認識いただければと思います。

先ほど言いましたとおり、せっかくつくった農作物が荒らされて憎いと、来年からどう

しようかという声も多々私、当課のほうにも声が届いてございます。農作物の被害、これ防護するためにはやはり柵によってその被害を防ぐ手段が一番今のところ効果的かなということでございますので、設置に対しましてはその助成を行っているところでございます。農家の方々、自衛対策を一緒に進めていただきたいということでございます。

当課のほうもできるだけ現地のほうも見て、柵の設置の際には指導させていただくようにしてございますので、またその辺もご理解いただけたらと思います。以上でございます。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） やっぱり自衛隊は無理ですかね。猟友会のちょっと考えていただきたい。1頭につきの金額、もうちょっと真剣に考えていただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

これ私の近くだけの話になりますが、耕作放棄をし出したらだんだんイノシシのおりてくるところが民家に近くなってくるというのは当然のことだと思います。私の聞いてるところでも本当にもう無残な水田になっております。農水の方も当然わかると思いますが、稲を刈るにも刈れない状況で、もう全てが倒されておりますので、柵も大事ですけど、できるだけ捕獲を多くやっていただいて耕作放棄地のないように少しでも少なくなるようにしていきたいなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（森口久士君） 3番中松和彦議員。

○3番（中松和彦君） 私からは公共交通の運行体系について質問をさせていただきたいと思っております。なるべく10分で切り上げます。

去る8月31日に開かれた小豆島地域公共交通協議会において、路線バスの運賃体系について、まさに画期的、劇的な見直しが見直しがなされたことと四国新聞において報道をされています。もちろん最終的な決定ではありませんが、住民のほとんどが大変喜び、納得をし、殊にバス利用者の方々には来春の運賃改定を心待ちにしていることと思っております。ここまでの結果を得るために努力を重ねてこられた関係の皆様には感謝申し上げる次第です。

さて、この報道の中に、あわせて路線や乗り継ぎの改善策なども検討の上、四国運輸局に申請と書かれています。私はこの運行体系の見直しこそ一番の課題だと思っております。どのような商品あるいはサービスでも利用者のニーズに合致してこそ利用が拡大し、そうでない場合には縮小します。

また、現実には新病院成否の鍵、ひいては地域の未来をも決定づける極めて重大な要素だと思っております。そういう観点から、ご苦勞ではありまじょうが、なお一層のご努力をお願いいたす次第でございます。

さて、公共交通でありますのでとりわけ弱者に対する十分な配慮もなされることと思っておりますが、やはりいわゆる本線から外れる地域への配慮をも特段をお願いをしたいと思っております。この地域に暮らす人々にとってバス路線は命の綱とも言えまじょう。よりよいタイミング、便数、経路での運行を真に待ち望んでいます。

以上の点から、運行体系の改善策について、現時点での考え方、方向性、具体的な改善点をお聞かせいただければと思います。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中松議員から公共交通の運行体系についてのご質問をいただきました。

ご質問にありましたように、公共交通のあり方の見直しは新しい病院の成否の鍵、ひいては地域の未来を決定づける本当に重要なことだと思っております。そして、ご質問にありましたように運行体系、運賃も重要ですが、運行体系、利用者のニーズに即したダイヤの編成、乗り継ぎの改善などといったものがとても重要であろうと思っております。

また、議員のご指摘のとおり、交通弱者、本線から外れる地域の配慮は重要であると十



分に認識をしております。

さきの合同委員会で説明させていただきましたように、通院や通学の手段を確保するという観点から、大鐺線の終点の延長あるいは田浦線の増便、三都線の再編等についても並行して準備を進めてまいりたいと考えております。

新病院や新高校など大きく周辺環境が変わる中、高齢者や障害者などの交通弱者を含む島民の誰もが、安くて、安全・安心なバスを利用していただけるよう全力を尽くしてまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 中松議員。

○3番（中松和彦君） 私の住んでおります苗羽には岬3地区と申しまして古江、堀越、田浦、この3つの地域がございまして、本線からは離れております。やはり便数もそんなに多くございませんので、特に買い物なんかには皆さん大変ご苦労をなされておるといふうに聞いておりますので、何とかよりよい方法で具体策を検討していただければと、もちろんご検討はいただいておりますが、殊にお願いをしたいと思っております。

そしてまた、こういった自動車、皆さんほとんど持っておられる中で、知らない間に移動することについて、その場で現金を払って移動するというのが何か異常なことだといふうに思い込んでしまうような社会になってしまっておると。ちょっと島を出てみますととんでもない話でございまして、やはりタクシーにしても、バスにしても、電車にしましても、利用便数が多いということもありますけれども、普通のことでありまして、現金を払っていろんなところへ移動しておるわけでございます。小豆島においてはやはり自動車を皆さん持ってますからそんなことはもう頭の中からほとんど消えておりますけれども、ですからいま一度ちょっと発想の転換といいますか、やはりバス路線を利用してイベントなり、いろんな行事をするということも考えて、それをじゃあどのように浸透させていくかということも必要じゃないかと思っております。そういったことで、今後ともひとつご努力いただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 暫時休憩します。再開は13時、1時からします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時57分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（森口久士君） 7番藤本傳夫議員。

○7番（藤本傳夫君） 失礼します。

私のほうからは水道水の異臭対策と池田地区畑地かん水事業の内容はということで2つの質問をさせていただきます。

まず、今夏、8月中旬に池田地区で水道水に異臭が発生しました。殿川ダムでは毎年のように起きており、原因はアオコの発生によるものと考えております。対策として、ダムの上下層の水を対流させ水質を改善するレイクリフターシステムなるものを導入したそうですが、その効果はどうでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 殿川ダムはご承知のように香川県が管理しておるダムでございます。香川県に対しましてアオコ対策として水質改善を従来から要望してまいっております。その要望を受けまして、今年の夏、香川県がレイクリフターシステムを設置したところでございます。しかしながら、設置が予定より遅くなり8月中旬になったことからアオコの発生が起きカビ臭が出てしまいました。皆様にご迷惑をおかけしましたが、この装置を設置したことにより早期に結果的にはカビ臭の発生は終息しております。

詳細は担当課長より答弁申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 8月の中旬にカビ臭が発生したことに対しまして、住民の皆様大変ご迷惑をおかけしまことに申しわけありませんでした。

町長答弁にもありましたように、殿川ダムは県管理の施設であるため、県は水質改善対策としてレイクリフターシステムという装置を設置いたしました。この装置は、ダム湖に筒状のものを縦に沈め、コンプレッサーで空気を送り、一定量がたまれば空気弾、空気の塊です、これを表層に一気に噴出します。その空気弾が筒の中を通ることにより低層の水を表層に引き揚げます。それを間欠式、1分間に3回行うことにより対流を起こすものでございます。

植物プランクトンが増殖することで起きるアオコの発生要因には水温と光と酸素が考えられます。まず、水温については8月初旬では表層の水温は33度でした。その場所の低層の水温は8度であり、25度の温度差がありました。そのためレイクリフター装置を稼働させたことにより表層の水温が24度に下がりました。プランクトンは水温が25度以上で増殖されると聞いておりますので抑制された状態になったと言えます。

次に、光ですが、植物性プランクトンは光合成により増殖するため、表層に9割以上生息していると言われております。この装置を稼働させることで表層の植物性プランクトンを低層の光が届きにくい低層部に送ることにより増殖を防ぐことができます。県の調査で表層部のプランクトン数をはかっており、稼働前と比べ稼働後には極端にプランクトン数が減少していると報告を受けております。

次に、酸素ですが、水中の溶存酸素は低層水の溶存酸素ゼロが、稼働させてから2週間で3弱にまで回復しました。ダム湖内に沈殿する有機物の分解には多くの酸素が消費されます。低層に酸素が補給されることによりバクテリアを活性化させて有機物の分解を促進してヘドロの解消に効果があると聞いております。低層の泥については今後、県のモニタリング調査による動向を把握する予定です。

また、溶存酸素が低い低層の水を表層に上げることにより表層部の溶存酸素量が低下しプランクトンが生存しにくい環境となり、増殖が抑えられたと考えられます。これはカビ臭が発生する指標の一つにジェオスミンの数値があります。ジェオスミンの数値は一時的には高くなりましたが、レイクリフターを稼働させたことで著しく数値が低下したことを確認いたしました。

以上のことから、今回のカビ臭は一時的には出ましたが、装置設置後1週間で終息し、レイクリフターシステムの効果はあったと考えられます。今後についてはこの装置を年間通じて稼働させることにより、その効果を検証すると県から聞いております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 1週間で一応終息したということはよかったのですが、今年ぐらい水があった年は多分ここ数年ではなかったと思います。それでいてそういう状態になったということは有機物の堆積なりなんなりが非常にどうしようもないほどたまってんじゃないかと思えますし、少々干天の場合、水が今の半分でしたらそういう効果があるのかなのか、多分ちょっと無理ではないのかなと考えるところであります。

それで、あとそのカビ臭に対しての対策として、ちょうどお盆の時期に重なったようなので対策が遅れて住民の方から非常にお叱りを受けたようですが、あとその時点において北地の浄水場なりほかから水を回すなり、そういう対策はとれなかったんでしょうか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 藤本議員の再質問にお答えいたします。

中山浄水場は池田地区に給水をしております。中山浄水場でつくった水、1日当たりの水の量、今年最大が夏に約2,300トン、1日当たりつくりました。原水の話なんですけど、吉田ダムから最大で740トン取水をしております。差し引きますと約1,540トン、ここからは1,540トンは殿川ダムから取水をしなければならないこととなります。池田地区におきましては北地に浄水場があります。この浄水場、通常は稼働はしていません。非常時に稼働する浄水場でして、水源につきましては池田大川の上流の砂防ダムのここから取水

をしております。

ここには水源に限りがありますが、水をつくる量、これは最大でも1日約350トン前後かということです。いうことで、殿川ダムからの取水をゼロにするということはできません。

そこで、藤本議員のおっしゃる水の融通ができるかどうかということになりますが、内海地区においては内海浄水場で水をつくっております。まず浄水の融通が可能かどうかにつきましては、竹生のところで三都半島へ送る送水管、それが竹生に通っておりますので、それをそこに水を送ってやるという方法があるかと思いますが、水圧の差で池田地区のほうが水圧が高いために配水池やポンプ場の施設、あるいは送水管、これを布設しなければならないということで、多大な費用を伴うものだと思います。

また、原水の水融通、これはどうかといいますと、吉田ダムの水を内海浄水場、中山浄水場、肥土山浄水場に送水しております。これにつきましては小豆広域の小豆地区広域行政事務組合法による各浄水場の水の配分が決まっております。それを基本にしまして施設を整備しておりますので、施設の改良あるいは水利権の問題、この問題があるかと思えます。

いずれにしましても、今年度中山浄水場で配水施設の整備や、あるいはあと活性炭の注入設備、これを整備する予定になっております。水融通につきましても今後検討をしていかなければならないかなと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 済いません。

それで、水だったら聞いたんですけども、池田から西村、竹生ぐらまでは池田から送ったことがあるんだそうですよ、水道自体は。それで、その逆はできないかということで先日も課長に聞いたりしたんですけども、今のような答弁で直接は送れないと。それでしたらもう少し西村かどっかに高いところに浄水場なりタンクを設置して少なくとも三都半島からのほうへはどんなときでも浄水が送れるような考えができないかということを提案したいと思えます。

それと、この施設自体は理論的にはできるんでしょうか。それと、経費的にも金が要るでしょうから、そういうところはどんなんでしょうか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 基本的にその考え方はあるかと思えます。ですので、費用面について幾らかかるのかということをやっと検討したいと思っております。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） ぜひ、病院も開設しますし、高校もできますし、そこで水が濁った、においがしたいうたらもうとんでもない話ですんで、そういうことは絶対ないようにまず先の先を読んで対策をお願いしたいと思えます。できるだけ前向きの検討をお願いいたします。

それでは次、池田地区畑地かん水事業の内容はということでよろしく申し上げます。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 藤本議員のご質問にお答えします。

現在の池田地区畑地かんがい施設、畑かんにつきましては、昭和42年度に農業構造改善事業により中山からの取水により整備されたものでございますが、既に48年が経過し漏水による修繕も増えている状況になっております。池田地区の農業を支えてきた本施設の更新は、これからの農業を育てていくために必要不可欠であると考えております。更新につきましては、農家と町の負担軽減を図るため、高率補助の県営事業で実施すべく準備を進めております。

詳細は担当課長から説明いたします。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） まず、池田地区の畑地かんがい施設、畑かんでございます。

すけども、そちらの改修の事業規模についてでございます。

この畑かんのほうは中山から取水してございまして、その間、町の管理する畑かん施設を経由して北地の畑かん組合、それから上地果樹組合、それから岡條の花弁組合の3組合に送水してございます。総延長が約23.6キロになりまして、そのうち町が管理する区間が3.6キロ、それから3組合の管理する区間が各農地の支線の配管も含めて20キロという距離になってございます。

また、池田の大池にも水利組合がございまして、そちらもこの事業に参加したいというふうな希望がございまして、池田大池のほうの畑かん延長が約15.4キロになってございまして、2施設の合計で更新延長が約39キロ。今回の事業につきましてもほぼ同等もしくは延長が延びるような事業量になろうかなというふうに考えてございます。

それから、町長からも説明がございましたように、本事業につきましてもは県営事業の中山間地域総合整備事業、こちらで計画を進めてございます。畑かん施設の更新以外にもため池、それから農道の改良なども含めてございまして、現在の概算でございましてすけども総事業費的には15億円を見込んでございます。負担率につきましては、事業のメニューで多少変わりますけれども、町のほうが7%から8%、それから受益者、農業者の方々が1%から3%というふうな負担率となっております。

今年度は基本計画の策定で予算計上させていただいております。28年度以降、国への申請と協議を経まして、平成30年度に事業着手、こちらを目指して動いてございます。今後、地元の要望を取りまとめまして計画策定を順次進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、全てのかん水組合のほうを統合して効率的なというふうなご案内がございましてすけども、町といたしましても各組合の統合等によりまして非常に複雑に入り組んだ配管でございまして、それを簡素化しまして、できるだけ効率的な水利用、こちらのほうは非常に望ましいことと考えますのでその努力に努めてまいりたいというふうに考えてございます。しかしながら、各組合のほうの水利権とか個々の水の使用料等々の問題がございまして、なかなか難しい点もあろうかと考えております。

今のところ一部の畑かんの組合さんのほうで統合の調整を行っているというふうなことを聞いております。町としましても当然ご相談に乗りながら動向を見守っている状況でございまして、今後、段階を追いまして組合の各代表者の方々と協議して、できるだけ効率的な運用に向けた計画、こちらを策定していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 済いません。題名だけ聞いて質問をするのを忘れておりましたけど、文章を書いておりますのでそのとおりです。

それで、実際水利組合、北地、上地、岡條で大池の水利組合等いろいろあるんですけども、全部これがもうほとんど45年も50年近くもなりますし、僕ら中学校のときに大池の上と新池の上で手旗信号でサイフォンの空気抜きした覚えがあるんですけども、そういうことでも寿命が来とりますんで極力それは直せるところは全部直していただきたい。今しなかったらもう多分次の世代の水の余裕はなくなると思いますので、それをお願いしたい。

それと、どんないうんですか、パイプラインで今サイフォンで全部しょんですけども、例えば赤柴のダムから巽の池に水を落として、それから本土山の水槽に水を落とす、それがもう動力なしにバルブをあけるだけで水が出ますんで、そういうことの考えと、あと巽の池には中山の殿川ダムから水が入られますんで、その辺のところをもっと柔軟に考えて、大池の組合と町の施設と、それと上地の池の畑かん組合、そこら辺の協力がなかったらそういう計画もできませんので、その辺のところを調整をうまく、町は相談に乗るんではなしに、町がリーダーシップを持ってやっていただきたいと思います。その辺のところはどないしょんかな。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 極力、各組合の代表の方と相談して効率的な運用、努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） それと、間で岡條の畑かん組合で個人の池を岡條の畑かん組合が中継地としてお借りして使よんですけども、そこは非常に老朽化しておりますのでそういうことを直す場合というのはどういうふうな手続が要るのでしょうか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） ため池の改修になろうかと思えますけれども、まず底地を町有地に一旦しないとその事業に乗れないという条件がございますので、まずその問題を片づけて、ため池の改修自体は事業メニューにあらうかと、できようかというふうに考えてございます。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） ため池用の底地を買収するという事はそれは一般会計のほうから出すということになるんですか。

○議長（森口久士君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 買収もしくはまた寄付ということもあらうかと思えますので、その辺はまた今後検討させていただけたらと思えます。

○議長（森口久士君） 藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） そういうことを含めまして、水利の関係で池田に内海のほうからオリブをいっぱい植えにきよりますけども、それも灌水設備が畑へバルブをあけたら水が出るということがあっての話ですんで、そういうことが途切れては池田自体の営農自体、また小豆島町の営農にもかかわりが出てきますんで、その辺よろしくお願いします。終わります。

---

○議長（森口久士君） 11番鍋谷真由美議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は5点について質問をさせていただきます。

まず第1に、町長の政治姿勢についてです。

今、戦争法案に反対し廃案を求める声が国会のうちでも外でもますます広がる中で、安倍政権と自民、公明の与党は今週中にも採決を強行する動きを強めています。15日の中央公聴会、16日の地方公聴会を受け、その直後にも締めくくり総括質疑と採決を強行する狙いです。公聴会は国民の声を聞き、審議を充実させるために開くものです。形だけ公聴会を開けば採決していいなどというものでは決してありません。中央公聴会に口述を希望した95人は全て戦争法案反対の立場と言われます。公聴会を開いたからといって採決に突っ走るのは何よりこうした国民の声を愚弄するものです。

国会審議では戦争法案がこれまでの憲法解釈を踏みにじて集団的自衛権の行使を認める点でも、自衛隊が戦闘地域にまで出かけてアメリカの戦争を支援する点でも憲法に違反することが明らかになりました。安倍政権は国会審議で追い詰められ審議中断は100回を超える異常事態となり、なぜ集団的自衛権行使が必要か、肝心の立法事実についてさえまともに説明できません。憲法98条は明確に定めるように憲法違反の法案の成立は許されず、戦争法案を廃案にすべきです。

日本共産党や民主党など野党の7党会派は先週、戦争法案阻止に一致団結して対応することを確認しました。安倍政権と与党の自民、公明が採決の動きを隠さないのはこうした野党の意向を無視する点でも重大です。国会での合意もないのに与党が狙う採決はまさに強行採決そのものです。

朝日新聞が12、13日両日行った世論調査によれば、戦争法案反対は54%、今国会で成

立させる必要がないは 68%に上っています。与党が狙う戦争法案の採決が文字どおり圧倒的多数の国民世論に背いたものなのは明らかです。戦争をさせない、9条を壊すな、総がかり行動実行委員会が呼びかけた30日の行動は、国会周辺で12万人が参加、全国1,000カ所以上で繰り広げられ、高松でも29日に500人が戦争法案反対の一点で集まりました。小豆島でも戦争体験者のもとより、子供を持つお母さんや中学生など若い人からも不安と反対の声が上がっており、13日に土庄町で行われた反対集会には反対、廃止を求めるお年寄りから子供まで60人近い人が集まりました。

町長はこういう状況についてどのようにお考えでしょうか。戦争法案反対の姿勢を明らかにすべきではないでしょうか。

また、自衛隊が戦争法案の成立を前提に部隊運用計画などの内部文書を作成していた問題や、陸海空自衛隊のトップである河野統合幕僚長が昨年12月、米軍首脳との会談で戦争法案の成立時期について来年夏までと伝えていたなど、自衛隊の暴走も明らかになっています。そんな自衛隊への隊員募集の垂れ幕を庁舎に付けるなどして募集をしておりますが、町の募集によって自衛官になった若者が殺し、殺されることになる危険があります。町は垂れ幕を、募集業務をやめるべきではないでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員からのご質問についてお答えをいたします。

1点目のご質問についてお答えします。

6月議会でもお答えいたしました。安保法案、安全保障法案、鍋谷議員の立場だと戦争法案、の議論は国政の場で議論されるべきものであると考えております。

次に、自衛官の募集に関する質問ですけれども、これにつきましても6月議会で答弁いたしましたとおり、自衛隊法施行令第119条の規定で、都道府県知事及び市町村長は自衛官の募集に関する広報、宣伝を行うものとする規定されておりますので、これに沿って行いたいと考えております。隊員募集の垂れ幕につきましても、県下全市町で順次設置されてまいることになっておりますので、おろすことは考えていません。

自衛隊の任務については、災害復旧や山林火災など被災地において懸命の救助活動をされていることは周知の事実であり、過去において本町に対しましても自衛隊員が派遣され懸命の救助活動や住民支援をいただいております。そのような面からも自衛隊の重要性を感じております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 自衛隊員は入隊時に我が国の平和と独立を守るとして事に臨んでは危険を顧みずと宣誓し、有事に命を投げ出す覚悟が求められます。これまで事の範囲は憲法第9条のもとで専守防衛と災害救助に限られてきましたが、集団的自衛権の行使が容認されればアメリカの行う海外での戦争に参加し、このときに戦場に送られ、他国民を殺したり、殺されたりするのは自衛隊員となります。

アフガニスタン戦争やイラク戦争でも戦闘地域に送られない歯どめがあっても派遣された自衛官の40人もが自殺し、戦場がいかに苛酷で悲惨なものかを示しています。アメリカの要請を受けて派兵したNATO軍は後方支援が任務だったにもかかわらず戦闘に巻き込まれて1,000人以上が死に、それ以上に相手国は民間人を含むおびただしい数の国民が殺され、国土が破壊尽くされています。

こうした中、地方自治体の中にも募集業務への協力を拒否する動きが広がったり、長野県中川村の曾我村長は集団的自衛権の行使を容認する限り、村の若者がアメリカの戦争の下働きをさせられ、命の危険にさらされることになる。もし亡くなるなんてことが起きてしまったら募集に協力した自分のせいだと思わざるを得ませんと語っております。

私は自衛隊員が戦場へ行って殺し、殺されることはあってはならないと思います。誰の子供も孫も、そして島の若者も殺し、殺されることは絶対に許せないと思います。町長はどうお考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私は自衛隊が海外に出て殺し、殺すようなことはないと考えております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今回の戦争法案ではそういう危険があるということがこれまでの国会の論戦などでもはっきりしております。それについてやっぱり島の若者、私たちの孫や子供がそういう場に行かないようにこの法案には反対し、廃案にさせたい、そのことを申し上げます。

それで、小豆島町では平和宣言を行っております。自衛隊募集だけでなく平和宣言の垂れ幕もぜひ掲げ続けていただきたいと思います。

次に行きます。

マイナンバー制度についてお尋ねをいたします。

マイナンバー制度は日本に住民票を有する国民全員に生涯不変の個人番号をつけ、国や地方公共団体などが保有する個人情報と個人番号を関連づけて一体で活用する社会保障・税番号制度として今年10月から番号通知が開始され、2016年1月から利用が開始されることになっています。マイナンバー制度は国が国民の所得や資産を効率的に掌握することで、税金や社会保険料などの徴税強化と社会保障などの給付抑制を図るなど、到底容認できる制度ではありません。

また、膨大な国民の個人情報の取り扱いが行われるにもかかわらず、国民に周知がされ、賛同を得ている状況ではなく、内閣府の最新の世論調査でもマイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じる人も増えています。

またさらに、マイナンバーの利用範囲を拡大する法案と個人情報保護法改悪案が3日の衆議院本会議で可決、成立しました。マイナンバー拡大法案はマイナンバーが施行もされていない中で、年金情報流出に反省もないまま、プライバシー性の極めて高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象にするなど、民間分野へ拡大することを盛り込みました。個人の暮らしや医療情報にも個人番号を使った情報管理、情報連携の仕組みを広げていくものであり、範囲を広げるほど情報漏れリスクは高まり、より深刻なプライバシー侵害や犯罪を招くおそれを増加させます。

また、マイナンバーは個人情報を一元化するとして公的機関による運用にとどまらず、扶養控除や源泉徴収票、社会保険の届け出などに共通番号の記載を求めており、民間企業などでも社員や取引先の共通番号を管理することになります。制度の運用により中小企業では負担増とセキュリティー対策に困惑が広がっています。従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則つきで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も立ち遅れており、特に中小企業は業務の煩雑さや出費の重さなどに頭を抱えています。

何より、これだけ膨大な個人情報が安全に管理できる保障があるのか疑問であり、その疑問を実証するように年金の個人情報を管理している日本年金機構のシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など約125万件に上る個人情報が流出したことが明らかになり、公的機関の個人情報管理の脆弱性が浮き彫りになりました。

年金情報漏れ発覚後、政府は地方自治体を緊急調査したところ、情報保全措置が不十分な自治体が存在する実態が判明しました。マイナンバー運用までに対策が間に合う保証はありません。マイナンバー情報が流出した場合、被害の大きさと深刻さははかり知れません。そして、通知カードの発行、発送が短時間に、確実に行われるかどうか大きな課題になっています。DV被害者等、実際に住んでいるところと住民票の住所が違う人や、介護施設などの入所者への対応、住所不定者などの対応は十分にできていません。根本的な問題である情報漏えいや監視社会への住民の不安がなくなり、また実務面でも準備が大きく遅れているもとので、国民の支持や理解は広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期しても国民に何の不利益はありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそ必要だと考えます。

そこでお尋ねをいたします。

町長はマイナンバー制度に対してどのような認識を持っていますか。

マイナンバー関連の予算、歳入歳出の内訳及び今後の経費について、国が支出する経費と自治体が負担する経費の内容はどうなっていますか。

費用に見合う町民への利便性向上はあるのでしょうか。費用対効果はどうですか。

通知カードが届かない人やDV被害者などへの対応策はどうなっていますか。

カード発行に関する成り済まし対策はどうするのでしょうか。

民間業者、特に中小業者の新たな負担に対してはどう対応されるのでしょうか。以上です。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） マイナンバー制度に対しての認識はどうかとの質問でした。

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては大きく3つ上げられます。

1つ目は、所属や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

2つ目は、行政手続が簡素化され、住民の負担が軽減されます。

3つ目は、行政機関や地方公共団体などで複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

以上のように認識しておりますが、地方公共団体での活用がどこまで広がるかなど、今後課題も多い制度であると認識をしております。

具体的な内容につきましては担当課長から説明をいたします。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 2番目及び3番目のご質問についてご説明を申し上げます。

マイナンバー関連の情報システムの整備などに係る経費でございますが、平成26年度決算額と平成27年度の予算額の合計は約4,300万円でありまして、そのうち国が負担するのは約3,600万円であり、そのほかの部分につきましては一般財源で対応をいたしております。ただ、国庫負担以外につきましては交付税措置ということになっております。

費用対効果につきましては、これからの制度でありますので今すぐ判断しかねますが、自治体ごとに個人マイナンバーについては運用できることとなっておりますので、住民の利便性向上に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、6番目のご質問の民間企業の負担につきましては、ご存じのとおり、会社は従業員にかわって健康保険や厚生年金の手続など社会保障業務、年末調整や住民税納付などの税の手続を行い、税務署や役場等に提出をされております。これらの手続で作成するほぼ全てのものに対してマイナンバーの記載が必要になります。企業は制度が始まる前、遅くとも利用する前までに関連する業務の洗い出しやセキュリティーのルール作成、書類を出力するシステムの改変などを準備する負担が生じるものと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） 私のほうからは4番目、5番目の質問についてご説明いたします。

4番目の通知カードが届かない人やDV被害などへの対策等につきましては、通知カードにつきましては10月5日以降に住民票の住所地に簡易書留により郵送されることになっております。また、やむを得ない理由で住所地で受け取ることでできない方につきましては、現在居所情報、現在住んでいるところの情報も登録申請を受け付けているところでございます。

ご質問のDV被害者などにつきましても、既に居所情報の登録をさせていただいておりまして、登録をしているところへ郵送することとなっているため、加害者が受け取ることはございません。



また、本人不在等で配達ができなかった通知カードにつきましては、住所地の役所に保管することとなっております。役所に返ってきた通知カードにつきましては調査の上、本人の手元にお届けするという事になっております。もしカードが届かなければ住所地の役所にお問い合わせいただくこととなっております。

それから、5番目のカード発行に関する成り済まし対策でございますが、個人番号カードにつきましては来年1月以降に交付申請を行った方に対して交付通知書が送られてきますので、内海庁舎の住民課か池田庁舎の窓口センターで受け取ることができます。

ご質問のカード発行に関する成り済まし対策といたしましては、受け取る際には送られてきた交付通知書と通知カード、また本人が確認できる運転免許証や保険証を持参していただき、本人であることを確認してから交付することとしております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 9月13日の四国新聞にこういう記事が載りました。マイナンバー情報管理自治体60%が安全策に不安、巨大システム管理に苦悩ということで自治体アンケートが載っております。本町の準備作業、それからこの安全対策についてはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 本町での対応でございますけれども、今現在通知カード、こちらのほうがこれは国のほうから各住民の方、本町の住民の方のほうへこの10月の初旬から順次発送されてまいります。それに対しまして、その通知カードをマイナンバー個人番号カードにかえるという作業は町のほうで対応することになっておりますので、それについては住民課のほうで受け付けをしておりますということになっております。その際に本人確認、これは十分にやることになっておりますし、もし怪しい方が、そういうこと言うと失礼なんですけれども、その本人の方が十分に確認できないような場合につきましては写真を撮らせていただいて本人確認をするというふうなことも国のほうから通知で参っておるところでございます。それ以前の全体的なシステムにつきましては、26年度でほとんど準備は整っておるところでございます。

いずれにいたしましても、公平、公正な社会を実現するための有効な整備ということでございます。町としましても順次取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） この記事によりますと、60%の自治体が安全対策に不安ということで、問題なく進んでいるというのが33.6%となっているんですけども、小豆島町は問題なく進んでいるという自治体ということではよろしいでしょうか。

○議長（森口久士君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） この個人情報のセキュリティーに関してですけれども、今回のマイナンバー制度ではあくまでも情報自体、個人データ自体はそれぞれ今まで持っておったところが管理をするということで、これについてはこれまでと同じということでございます。それを結びつけるというのが今回の制度でございます、そういうようなことでこれまでよりそのセキュリティーとして問題があるとは考えておりません。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今のところ本当に情報が漏れるとか、町民にとっては余り必要でない制度ではないかと思えます。これは本当に問題がある制度だと思います。問題が起きないように万全の対策でお願いしたいということをおっしゃいます。

次に行きます。

3点目は町営住宅についてお尋ねをいたします。

公営住宅は国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものです。このような

性格を持つ公営住宅に入居する際に保証人を必ず必要とすることにはその性格からも問題があるのではないのでしょうか。公営住宅が低所得の住宅困窮者のための住宅であることを考えると、連帯保証人を絶対要件とすることは制度の趣旨に反することになると思います。

本町でも2名の保証人が必要となっていますけれども、保証人がいないために申し込めない方や、2名の保証人をお願いすることが困難な方もいると聞いております。保証人を1名にすることや保証人免除規定を設けること、またその範囲も広くしていくことが必要だと考えますがいかがでしょうか。

また、この間の町営住宅の申し込みの状況と老朽化や劣化の進んでいる住宅の改修、修理の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、公営住宅の入居決定後10日以内に町内居住者かつ入居決定者と同等以上の収入を有する2名の連帯保証人の設定を条例で定めております。したがって、現時点においては2名の保証人の設定できない方の町営住宅の入居はできないことになっております。

また、公営住宅の使用料は私法上の債権として取り扱われますことから、債権を回収しようとするれば訴訟が必要となり、住宅使用料の未収損失をより確実に防止、担保するための連帯保証人を不要とすることは難しいと考えます。

しかしながら、議員のご意見にありますように、2名の連帯保証人の要件緩和を含め、今後、連帯保証人の緩和できる部分を検討し、入居者の負担軽減を進めてまいりたいと思います。

町営住宅の申し込み状況と住宅の改修、修繕等についての詳細については担当課長より答弁いたします。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 町営住宅の申し込み状況と住宅の改修、修繕等についてご説明申し上げます。

今年、平成27年8月までに現在、小坪団地で2戸、西村団地2戸の合計4戸の募集を行いました。1戸については5件の申し込み、3戸については8件の非常に競争率の高い状況となっております。

先ほどの町長の考えに従いまして、連帯保証人制度等について緩和を検討させていただきますが、このように現在も連帯保証人2名の条件で対応している住宅困窮者がまだまだ多い状況も踏まえて、緩和できる部分を検討させていただきたいと考えております。

次に、老朽化や劣化の進んでいる住宅の改修、修理等の対応状況でございますが、町営住宅はいずれも老朽化が非常に進んでおります。大体40年を経過いたしております。そのようなことから、水道、ガス設備、建具などの維持修繕で300万円前後を毎年投入いたしております。まだまだ住民の方の要望に対して対応し切れずおられません状況でございますが、努力はいたしております。

また、耐震補強や外壁修繕など大規模修繕につきましては、小豆島町営住宅長寿命化計画に基づき、国の交付金を利用して計画的に行っております。最優先は耐震補強として平成19年度より西村、石場、当浜、今年度草壁と耐震補強を実施いたしており、今年度の草壁団地で耐震補強が必要な住宅につきましては完了予定と考えております。

今後は長寿命化計画に沿って外壁修繕等の修理に順次取り組んでまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 住宅困窮者がたくさんおられるということで、やはり幅広く申し込みができるように保証人の緩和はぜひ早急をお願いしたいと思います。また、老朽化した住宅の修繕も毎年やっていたらいいんですけども追いついていないということで、これはぜひ予算も増やしてというふうにしていただけたらと思います。

次に行きます。

小豆島中央病院の医師確保についてです。

半年後には開院する小豆島中央病院の医師確保については、多くの町民が一番心配をしているところです。基本計画では内科、小児科、外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科ととなっておりますけれども、この予定どおりの診療科での診察ができるのでしょうか。各診療科ごとの必要医師数と現在確定している具体的な医師の確保状況をお尋ねいたします。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

小豆島中央病院の基本計画においては、13科の診療科で35名の体制を計画しております。医師確保に努めているところでございますが、基本計画作成時の24年には土庄中央病院と内海病院で28名の医師が在籍しておりましたが、現在は21名と7名減少しているという厳しい状況にあります。例えば、外科医を見ますと、当時は土庄中央病院、内海病院のいずれにも1名の常勤の外科医がおりましたが、その2人ともいなくなっている想定外のことも起きております。このような中、佐藤企業長を中心に医師の確保に取り組んでおります。香川大学から開院時に小児科医や麻酔科医について派遣の約束をとりつけていると聞いております。

いずれにいたしましても、佐藤企業長は新病院に対して熱意と情熱を持って取り組んでおられます。私も負けないように全力を尽くす所存であります。新病院の運営が成功することが住民の安心と安全につながり、小豆島の未来を左右すると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 現在確定している具体的な医師の状況、それをお尋ねをいたします。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 具体的な医師についてですけれども、香川大学のほうから派遣していただいている、開院に合わせて派遣するということは約束していただいております。

ただ、これは大学側あと大学関係の病院、こちらのほうの人事にも関係することがありますので、現在のところ誰が来るところまで公表はできません。以上でございます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） では、もう少し具体的にお尋ねしますが、現在21名いる土庄町病院、内海病院の医師は全員新病院に行くことになっているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 今現在、両病院におられる医師の方、こちらにつきましても自治医科大学とか、あと香川大学の人事で来られてる方、任期が期限つきで来られてる方とかもおります。そういった方につきましてはまた4月にかわる可能性もございます。そういったことで、今おられる先生の中でぜひとも新病院にも来ていただきたいということで企業長のほうからも強く申しております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 先ほど言いました診療科13科ありますけれども、今現在この診療科での診療が新しい病院で最初からできる見通しはあるのでしょうか。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 現在、この13科、ほぼ大体充足される見込みであります。ただ、麻酔科医につきましては常勤医師っていうのがなかなか難しいかと思えます。ただ、麻酔科医につきましては外科医が新病院のほうに来られて症例数が増えてくると、香川大学のほうからは出していただけるということで聞いております。なので、新病

院開院時に麻酔科という名前で標榜が難しいかとは思いますが、できるように努力をさせていただきます。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 本当にあと半年で開院するという今に至って、大学の意向でどうなるかわからないというふうに聞こえるんですけども、その点どうなのでしょう、大丈夫なんでしょうか。町民は一番そこが心配だと思いますので、もう一度確認をお願いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 病院再編推進室長。

○病院再編推進室長（森 一生君） 先ほど来から町長のほうも申し上げておりましたが、佐藤企業長、両町長を含めまして医師の確保については熱意を持って取り組んでいただいております。そういったことからご安心いただけたらと思っております。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 本当が一番大事なところだと思いますので、大変でしょうけれどもぜひよろしくお願いします。

最後の質問に行きます。

中山の簡易水道についてです。

中山簡易水道は2017年度からの上水道への統合を予定していると聞いておりますけれども、地元住民の理解は得られていないのではないのでしょうか。地元住民の声をよく聞き、性急な統合は進めるべきではないと考えますがどのようにお考えでしょうか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 簡易水道の統合計画につきましては、上水道に統合するのを平成28年度末を目標としております。統合計画を進める上で議員のおっしゃるとおり、地元には十分な説明をし、その上でご理解をいただくことは必要であると考えております。

詳しくは担当課長が説明します。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 中山簡易水道は昭和32年に創設され、昭和62年に浄水場の施設改良を行ってきました。水源としては湯船山の湧水を取水しており、降雨による影響が大きいため、浄水処理の濁度管理が非常に難しく、住民の皆様にご迷惑をおかけしたことがあります。また、浄水場は更新時期に来ておりますが、用地の関係で更新事業を行うことが難しい施設となっております。

一方で、中山地区の水道管延長は約7.7キロありまして、そのうち耐用年数40年を経過しているのがほとんどであります。現在、中山簡易水道は町内5地区の簡易水道を合わせた簡易水道事業会計で運営しておりまして、その収益面からも更新事業が進められていないのが現状でございます。

統合には2つの統合形態があります。浄水場を廃止し、上水道から水を送る施設統合と、設備自体はそのままにして会計を上水道事業会計に統合する経営統合があります。中山簡易水道につきましてはその両方で地元で協議を進めており、結論には至っておりませんが、住民の皆様のご理解が得られるような方法で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 地元の皆さんには1番には水道料金が大幅に上がるという問題があると思います。そして、せっかく豊富な湯船の水源があるのにそれを利用しなくなるのかということも言われておられました。十分に皆さんの理解と納得が得られるように地元の住民の皆さんとの話し合いを重ねていただきたいと思います。以上です。終わります。

○議長（森口久士君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時5分。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時04分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

- 日程第4 報告第7号 平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率について
- 日程第5 報告第8号 平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について
- 日程第6 報告第9号 平成26年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について
- 日程第7 報告第10号 平成26年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について
- 日程第8 報告第11号 平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第7号平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率についてから日程第8、報告第11号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてまでは関連する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第7号平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご説明を申し上げます。

報告第7号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率について報告するものであります。

なお、報告第8号から報告第11号につきましては、本町の簡易水道事業特別会計と3つの公営企業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明しますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 日程第4、報告第7号平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 報告第7号平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

上程議案集の2ページをお開きを願います。

総括表の①健全化判断比率の状況の表の上段が本町の健全化判断比率の算定結果でございまして、下段のほう为国で定められた早期健全化基準、財政再生基準となっております。

まず、健全化判断比率4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計における標準財政規模に占める実質赤字の比率を示します実質赤字比率につきましては、実質収支額が4億6,117万8千円の黒字となっておりますので、財政健全化計画の基準値であります14.69%以上、財政再生計画の基準値20%以上には該当しておりませんのでバーとなっております。

次に、公営企業会計を含めました全会計の実質赤字額や資金不足額が標準財政規模に対してどの程度の比率を占めているかを見る連結実質赤字比率につきましても実質収支額が黒字となっておりますので、財政健全化計画の基準値であります19.69%以上、財政再生計画の基準値30%以上には該当しておりませんので、バーとなっておりますのでございます。

次に、3点目の自治体の収入に対する借金返済額の比率を示す実質公債費比率につきましましては4.9%となっております。前年度の5.8%に比べまして0.9ポイント改善をしておりますのでございます。この実質公債費比率の改善した要因といたしましては、当年度の元金償還額を超える町債の発行を行う中で、過疎対策事業債や合併特例債など有利な地方債を活用した結果であると考えておるところでございます。

最後になります。4点目の将来負担比率でございます。この指標につきましては、地方債等の将来的に負担すべき額が標準財政規模に対してどの程度の割合を占めているかをあらわしたものでございまして、平成26年度決算につきましては、分子となる将来負担額から充当可能財源を控除した値がマイナスとなりますことから、前年度に引き続き該当なしのバーとなっております。マイナス幅も前年度のマイナス76.9%から、マイナス88.5%と拡大をし、堅調に推移をしております。この指標については財政健全化計画の基準値のみが定められておりまして、その基準値は350%以上となっております。基準値を大幅に下回っております。以上、説明を終わります。

以上のように、平成26年度決算においては健全化判断比率につきましては全てクリアをしております。問題はございません。

なお、監査委員の意見につきましては、別冊の小豆島町財政健全化・経営健全化審査意見書の1ページから2ページに記載をしておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。以上で簡単でございますが、平成26年度決算における小豆島町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 日程第5、報告第8号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容の説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第8号平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集3ページをお開きください。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義会計で企業会計制度を適用していません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払繰延、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、法非適用の公営企業会計の資金不足額としております。

平成26年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算書では、歳入総額1億2,070万5千円の内訳は、1款の使用料及び手数料から9款の繰入金までの合計額でございまして、歳出総額8,230万7千円は1款の総務費から4款の予備費までの合計額であります。歳入総額から歳出総額を差し引き、3,839万8千円の黒字です。簡易水道事業においては、支払繰延、事業繰越はなく、また建設改良費以外に充当させた起債もありませんので、黒字額3,839万8千円が資金剰余となるため、資金不足比率は発生していません。以上、説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第6、報告第9号平成26年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 報告第9号平成26年度水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の5ページをお開きください。

流動負債7,242万9千円は、決算書の12ページ、上から16行目、流動負債の合計の数字でございます。内訳は、2の企業債4,514万6,578円と、3、未払金2,295万527円と、4、前受け金2万3,540円と、5、引当金377万480円と、その他流動負債の53万7,640円で丸めた数字であります。

流動資産17億5,272万3,085円は、決算書11ページ、下から2行目の流動資産の額であります。内訳は、1の現金預金17億2,088万1,061円から4のその他流動資産の合計であります。

資料に戻っていただき、(8)の17億3,101万4千円は、流動資産と貸倒引当金の合計額から流動負債から控除企業債と控除引当金を差し引いた額を先ほど説明した合計額から差し引いた資金剰余額であります。(10)の額、4億5,921万1千円は、決算書の営業収益の額から受託工事収益などを差し引いた額で、内訳は1目給水収益4億5,781万6千円と3目その他営業収益のうち簡水事務費の50万円、広域からの公園管理負担金50万円、手数料39万4千円の合計であります。

最後の欄の標準財政規模比の31.4%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模55億453万8千円に対する割合であります。資金不足額を事業の規模で除いたものが資金不足比率となりますが、水道事業会計では資金不足額がなく、資金不足比率は発生しておりません。以上、説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第7、報告第10号平成26年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 報告第10号平成26年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

上程議案集の8ページをお開きください。

公営企業会計におきましては、流動負債の額が流動資産の額を上回りますと、資金不足額が生じているということになります。また、資金不足比率は、資金不足額を事業の規模で——病院事業の場合は医業収益となりますが——割ることにより求められます。

平成26年度決算におきましては、公営企業会計制度の改正に伴う新しい会計基準が資金不足比率に大きな影響を与えることから、流動負債におきましては、翌年度償還の企業債等を算入対象から控除するとともに、負債性引当金のうち通常1年以内に使用される見込みのものについては3年間の算入猶予とすることとされております。また、流動資産におきましても、評価性引当金のうち流動資産が減耗するものについては3年間の算入猶予とすることとされております。

したがって、小豆島町病院事業会計におきましては、表にありますように、流動負債aから控除企業債等b及び控除引当金等eを控除した(1)の額1億3,844万2千円から流動資産hに貸倒引当金kを加えた(3)の額5億9,832万3千円を控除した(6)の額がマイナスの4億5,988万1千円となっており、流動資産の額が流動負債の額を上回っていることから資金不足額は生じておらず、資金不足比率については該当いたしません。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（森口久士君） 日程第8、報告第11号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（川崎智文君） 報告第11号平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明をいたします。

上程議案集10ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、介護老人保健施設事業決算書の9ページ、10ページの貸借対照表を参照していただきたいと思います。

まず、表中1、919万1千円につきましては、次の流動負債5,013万2千円から控除企業債2,616万5千円と控除引当金1,477万6千円を減した計数です。これは公営企業会計基準変更により1年以内に償還する起債と引当金を流動負債に計上することになりましたものを除外するためのものがございます。

決算書の10ページ、上から2段目の流動負債の欄でございます。この欄の中から企業債と引当金を控除し、正味内訳でといたしまして、未払金869万766円とその他流動負債の50万円との合計額でございます。

表のほうに戻りまして、表3、2億2,576万3千円につきましては、流動資産額から翌年に流動すべき財源等を控除して算出いたしますが、繰り越すべき財源などありませんので、そのまま流動資産額であります。

決算書におきましては、9ページの下段になります。流動資産の欄でございます。内訳といたしまして、現金預金の1億7,951万2,632円と未収金の4,575万80円と有価証券の50万円の合計でございます。

表のほうに戻ります、表の6につきましては、いわゆる流動負債といわれる額であります。1年以内に支払うべき金額を今持っている1年以内に入ってくる手持ち現金等との差額という形であります。この金額がマイナスでありますので、本金額が余裕という形で残っております。それが表の8につながりまして、2億1,657万2千円につながっております。この資産が資金の剰余額という形になっております。

表におきましてはその下の段、3億381万3千円につきましては、これは老健事業の施設事業運営の規模と合しているものであります。

それから一番下の段になりますけれど、3.9%というのが町の標準財政規模に占める私どもの資金剰余額という形になっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第9 報告第12号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る裁判上の和解について）

○議長（森口久士君） 次、日程第9、報告第12号専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る裁判上の和解について）町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては担当室長から説明します。

○議長（森口久士君） 収納対策室長。

○収納対策室長（立花英雄君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

専決事項は2件ございます。

お手元の上程議案集12ページをお開きください。

別紙第1、小豆島町専決処分第10号でございます。

本年6月議会において、専決処分の報告をいたしました民事訴訟法第395条の規定による町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解でございます。

債務者である[黒塗り]につきましては、町営改良住宅使用料を多年にわたり滞納しているものであります。訴訟移行後、本年8月3日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、2に記載しております和解の概要の記載のとおり、今後分割で支払うことで和解が成立したものでございます。

続きまして、13ページをお開きください。

別紙2の小豆島町専決処分第11号でございます。

本年7月臨時議会において、専決処分の報告をいたしました民事訴訟法第395条の規定による町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解でございます。

債務者である[黒塗り]につきましては、し尿処理手数料を多年にわたり滞納しているものでございます。訴訟移行後、本年8月3日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、2の和解概要の記載のとおり、今後分割で支払うことで和解が成立したものでございます。

以上、これら2件とも議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（森口久士君） 以上で報告第12号を終わります。

~~~~~

日程第10 議案第52号 平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（森口久士君） 次、日程第10、議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第52号平成26年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計などの7つの特別会計並びに3つの公営企業会計の歳入歳出決算調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当部長及び課長が説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第 52 号平成 26 年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案集 14 ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度の小豆島町各会計決算につきまして、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございますが、歳入歳出の詳細な内容につきましては、例年決算特別委員会におきまして、それぞれ関係課から説明がございましたので、私からは決算の概要について、施策の成果に関する説明書の財政編よりご説明を申し上げたいと思っております。

施策の成果に関する説明書の 2 ページをお願いいたします。

まず、一般会計の決算の状況でございますが、他団体との比較や性質別経費の分析が可能な決算統計の数値をもとにご説明させていただきますので、一部決算書との乖離がございますことをあらかじめお断り申し上げます。

まず、26 年度の決算額は歳入総額、(A) が 103 億 3,155 万 5 千円、歳出総額 (B) が 96 億 8,855 万 4 千円となっております。前年度に比べますと、歳入総額 (A) で 9 億 1,384 万 4 千円、率にして 9.7% の増。歳出総額 (B) は 10 億 8,338 万 4 千円、率にして 12.6% の増となっております。この数字から、香川県後期高齢者医療広域連合の決算統計との重複計上を避けるために (C) 並びに (D) を控除いたしまして、普通会計の歳入総額 (E) といたしましては、103 億 1,477 万 4 千円、歳出総額 (F) は 96 億 7,177 万 3 千円となったところでございます。

形式収支 (G) につきましては、6 億 4,300 万 1 千円で、これから繰越明許した事業の財源 h、1 億 8,132 万円と事業繰り越しになった財源 (J)、50 万 3 千円を差し引きまして、決算統計における実質収支 (K) が 4 億 6,117 万 8 千円の黒字となったところでございます。

なお、事業繰り越しの繰越財源とはページの一番下に記載のとおりでございます。

実質収支のうち、地方自治法の規定によります基金繰入額につきましては、例年と同様に決算上剰余金である実質収支 4 億 6,117 万 8 千円の 2 分の 1 以上の額となる 2 億 3,100 万円を財政調整基金に積み立てるべく、今回の補正予算案を提出させていただいております。

単年度収支 1 は、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で 3 億 612 万円の赤字となっております。これに、黒字要素であります財政調整基金への積立金 517 万 3 千円を加えまして、逆に赤字要素である財政調整基金取り崩し額 3 億 4,273 万円を差し引いた実質単年度収支は 6 億 4,367 万 7 千円の赤字でございます。実質単年度収支につきましては、平成 23 年度の決算以降 4 年連続の赤字でございます。ただ、この指標は前年度の決算に大きく左右される性質のものでございますので、これをもちまして単年度の決算状況のよしあしを論じるのは一部適当でない面もございまして、ほかの指標を見る限り、現時点では安定的な財政状況が保てていると考えております。ただし、平成 24 年度以降、積極型の予算編成が続いておりますし、既に工事が進んでおります新病院や消防庁舎、植松都市下水路などの大規模事業に加えまして、今後、老健うちのみも含めた内海病院の跡地利用や未償還地方債の返済、路線バスの抜本改革、瀬戸内国際芸術祭 2016、次期一般廃棄物埋立処分地の整備など、今後の財政需要は非常に高くかつ多岐にわたっております。

一方、歳入の面では、ご存じのとおり、平成 28 年度から普通交付税の合併算定特例も段階的に縮小されてまいりますし、国のほうでは、地方交付税総額そのものについてもリーマン・ショック以降加算させられてきた部分の段階的削減が議論されているところでございます。いずれにいたしましても、今後ハード、ソフトともに非常に大きな財政需要が予

想される中で、本町の歳入の4割前後を占める、非常に大きなウエートを占める地方交付税の減少が懸念されるところでございますので、今後の財政運営につきましては予断を許さない状況にあると思っております。とりわけ、新病院の建設またそれに伴う内海病院の跡地利用や残債の償還が一般会計の大きな負担になってまいります。こうしたことから、何よりも新病院が健全経営を確保することが不可欠でございます。議員各位におかれましても格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上が一般会計決算の概要でございます。

なお、歳入歳出決算額における主な増減理由等につきましては、決算特別委員会のほうでまたご説明させていただきたいと思っております。

次に、6、7ページの特別会計決算状況の概要について、ごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から簡易水道事業特別会計までの7会計でございます。実質収支は、収支均衡も含め、全会計黒字となっておりますが、実質の赤字、黒字を見る実質単年度収支、こちらは国保会計を初め3つの特別会計で赤字となっております。特に国保会計は赤字幅が大きく、毎年のように財政調整基金の取り崩しにより補填を行ってきたところでございますけれども、26年度末で財政調整基金がかなり少なくなってきました。このため、3月定例会でもご議決賜りましたとおり、平成28年度から国保税の引き上げも既に決定しておるところでございますが、今後一般会計の負担増は避けられない非常に厳しい状況でございます。

次に、8ページの財政指標でございますが、最も重要な実質赤字比率から将来負担比率までの健全化判断比率につきましては、先ほど企画財政課長のほうからご説明したとおり、いずれも非常に現時点では健全な結果となっております。一番大きく変わりましたのが、債務負担行為、翌年度以降支出予定額でございます。平成26年度末現在で9,244万7千円となっております。前年度に比しまして4億9,036万6千円の大幅な減となっております。これは、みさき園の大規模改修事業の完了と小豆島オリーブ公園、小豆島ふるさと村等に対する規定管理料の1年分が減ったと、こういったことからこういう結果となっております。以上、非常に簡単ではございますが、決算統計の数値をもとに平成26年度の一般会計決算並びに特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

なお、3つの企業会計の決算につきましては、それぞれ担当課からこの後説明がございしますので、私からの説明は以上とさせていただきます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 平成26年度小豆島町水道事業決算につきまして概要をご説明申し上げます。

別冊の薄い小豆島町水道事業会計決算書の25ページをお開きください。

このページでは平成26年度小豆島町水道事業報告書といたしまして、業務、建設改良、経理について記載をいたしております。

まず、業務につきましては、8月初旬にまとまった降雨があったため、断水することなく給水を維持することができました。年間総配水量は218万3,330トンで、前年比1.5%の減となり、有収率は87.14%となっており、前年度を0.38ポイント改善いたしました。

次に、建設改良でございますが、内海ダム再開発事業の利水分負担金を初め、導水管、送水管、配水管の布設事業、国道や町道の改良時期に合わせた配管の布設がえなど、効率的な施工を心がけて工事を実施しました。

次、経理についてご説明いたします。

収益的収入での税抜きでの総収益は4億7,810万2,366円となり、このうち給水収益は4億5,781万6,569円です。前年度に対して468万8,959円の減となっております。これは工業用や営業用での使用量が減少したことが一因と思われます。

一方、事業費用は4億3,831万6,468円で、前年度の決算合計額と比較すると661万3,137円増加しており、これは公営企業会計制度の改正に伴う固定資産減価償却費の増や

特別損失の増によるものが主な要因となっております。

この結果、当年度純利益は 3,978 万 5,898 円となりましたので、前年度繰越利益剰余金 7,450 万 6,346 円と公営企業会計制度改正に伴う未処分利益剰余金変動額 2 億 5,064 万 5,860 円と減債積立金の取り崩し額 3,571 万 3,501 円を合わせて、当年度未処分利益剰余金は 4 億 65 万 1,605 円となります。

次、資本的収入及び支出については 3 ページ、4 ページでご説明いたします。

収入では、第 1 項負担金は、植松都市下水路に係る水道管移設工事に伴う公共補償に対する一般会計からの繰り入れです。第 2 項水道負担金は、新規需要家の加入分担金でございます。第 3 項長期貸付金返還金は、簡易水道に対する貸付金に対する返還金でございます。第 5 項企業債、第 6 項出資金、第 7 項補助金は、内海ダム再開発事業の下水負担金などに係るものでございます。

一方、支出では、第 1 項の建設改良費は、主なもので内海ダム再開発事業の負担金、導水管及び配水管の更新に係るものでございます。

第 2 項は、過去に借り入れしております企業債の償還金となっております。

この結果、支出欄の枠下に記載しておりますように、収入額が支出額に対し不足する額は、過年度分損益勘定留保資金と減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補填いたしました。以上が水道事業会計の概要でございます。まことに簡単でございますが、ご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 内海病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 平成 26 年度小豆島町病院事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

お手元の小豆島町病院事業決算書の 23 ページをお開きいただきたいと思っております。

平成 26 年度は、医師の急激な減少により患者数、医業収益ともに大幅に減少しております。その結果、年度途中における運転資金不足を回避するため、一般会計負担金の増額補正、基準外繰り入れを余儀なくされました。また、公営企業会計制度の改正によりまして、今年度から新たな会計基準は適用されております。当院におきましては、みなし償却制度の廃止に伴う会計基準の変更が損益計算書上のプラス要因として働き、一般会計繰入金金の増額と相まって、病院改築後では初の黒字決算となっております。

まず、医療業務ですが、入院患者数は延べ 3 万 2,685 人で前年度に比べまして 1 万 1,183 人、25.5%減少しました。1 日平均では 30.7 人減の 89.5 人となっております。これは主に内科医師の減少と外科常勤医師の不在によるものであります。一方、外来患者数は延べ 8 万 5,779 人で前年度に比べまして 5,003 人、5.5%減少しました。1 日平均では 18.9 人減の 351.6 人となっております。これも入院患者数の減少と同様の理由によるものであります。一般病床の病床利用率は前年度に比べ 19.7 ポイント低下し 42.4%、平均在院日数は 15.4 日となっております。

次に、設備ですが、設備面では超音波診断装置、大腸ビデオスコープ、自動赤血球分析装置等、老朽化した機器を更新し、診療設備の充実を図っております。

続きまして、経理ですが、今年度は公営企業会計制度が 46 年ぶりに大幅に改正され、財務諸表に大きな影響が出ております。

収益的収支につきましては、総収益が前年度に比べまして 2,155 万 8 千円、0.8%減の 27 億 4,043 万 3 千円となっております。これは、入院収益が大幅に減少したものの、一般会計負担金の追加繰り入れと新たに適用された会計基準である長期前受け金の収益化によって医業収益の減少を相殺できたためであります。しかしながら、長期前受け金の収益化は帳簿上の処理でありまして、実際に現金及び預金の額が増加したものではありません。一方、総費用は 27 億 33 万 8 千円で、前年度に比べまして 8,701 万 2 千円、3.1%の減となっております。これは、新会計基準への移行に伴う特別損失の増加があったものの、医師等の給与費の減少と患者数の減少に伴う材料費の大幅な減少があったためであります。

この結果、本年度の収益的収支は 4,009 万 5 千円の純利益を計上しております。前年度

繰越欠損金につきましては、新会計基準への移行に伴う変動額の発生によりまして7億6,284万9千円と大幅に減少しております。これに当年度純利益を加えた当年度未処理欠損金の残高は7億2,275万4千円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入1億6,265万8千円に対し、資本的支出が2億5,176万7千円となり、収入不足額8,910万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

企業債につきましては、病院統合を控えていることもあり、新たな借り入れはなく、2億3,767万円を償還したため、未償還残高は25億6,316万4千円となっております。

現金及び預金残高は、前年度に比べて1,859万円増加し、2億1,628万9千円となっております。以上、簡単ではありますが、平成26年度小豆島町病院事業会計決算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森口久士君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（川崎智文君） 平成26年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算の概要についてご説明させていただきます。

別冊の小豆島町介護老人保健施設事業決算書の21ページをお開きいただけたらと思います。

介護老人保健施設の事業報告でございます。

まず、業務でございますが、平成26年度の入所の年間利用者数につきましては、2万1,773人で前年度に比べまして637人減少いたしました。1日平均利用者数は59.7人で前年度より1.7人の減となっております。思いのほか退所人数が増え、その間をショートステイとか、そういった形でつなぎましたが、人数的な回復はいたしませんでした。それに反面いたしまして、次の通所、デイケアの利用者でございますが、年間利用者数につきましては5,074人で前年度に比べまして618人増加しております。1日利用平均者数は20.8人で前年度より1.7人の増という形になっております。

続きまして、次に設備の部についてですが、老健建設時に配備いたしました配膳車の老朽化に伴い、買い換えを2台行っております。

続きまして、経理についてご説明させていただきます。

収益的収支につきましては、総収益は入所利用者数の減により、前年度に比べまして245万5,879円の減で3億798万8,629円となっております。一方、総費用のほうでございますが、職員等の昇給、それからまた人件費の増にあわせまして会計制度変更に伴う賞与引当金3カ月分の特別損失計上により、前年度と比べまして1,985万510円増の3億3,834万2,597円となっております。その結果、当年度純損失につきましては3,035万3,968円となっております。これにあわせまして前年度繰越利益剰余金、それと会計制度変更に伴う資本剰余金からの振りかえ等を相殺いたしまして、今年度末の当年度未処分利益剰余金につきましては5,158万3,422円となっております。

続きまして、資本的収入及び支出につきましては、決算書の3ページ、4ページで説明させていただきたいと思っております。

まず、収入のほうでございますが、ございません。

支出につきましては、1款の建設改良費51万7,968円と2項の企業債償還金2,565万6,370円の合計の2,617万4,338円でございます。この支出額に不足する額につきましては、下に書いておりますけれど、過年度分損益勘定留保資金で補填させていただいております。以上、まことに簡単ではございますが、以上説明とさせていただきます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から4名を、教育民生常任委員会から4名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会からそれぞれ4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各常任委員会を開催し、それぞれ4名の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時54分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは谷康男議員、松下智議員、森崇議員、中村勝利議員の4名が、それから教育民生常任委員会からは安井信之議員、秋長正幸議員、鍋谷真由美議員、柴田初子議員の4名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の8名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後2時55分

再開 午後2時58分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に谷康男議員、副委員長に安井信之議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第11 議案第53号 平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定について

○議長（森口久士君） 次、日程第11、議案第53号平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定についてを議題をとします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第53号平成26年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定について提案理由のご説明申し上げます。

平成26年度末をもって解散した土庄町小豆島町環境衛生組合の歳入歳出決算について、

地方自治法の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

決算の概要につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 53 号平成 26 年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 15 ページをお願いいたします。

一部事務組合の決算手続きにつきましては、一部事務組合の管理者が決算を行い、同組合の監査委員が監査した後に組合議会の認定に付することとされておりますが、土庄町小豆島町環境衛生組合につきましては、既に平成 26 年度末で解散、消滅したところでございます。消滅団体の決算につきましては、地方自治法施行令の規定に定めるところであり、消滅した組合の長であったものが決算を行い、旧構成町に送付し、それぞれの町で監査の実施、議会の審議に付するものとされております。本案は、地方自治法第 292 条で準用する地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定により、既に解散しました土庄町小豆島町環境衛生組合の決算につきまして、本町監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

お手元の平成 26 年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算書をご覧くださいませ。

表紙から 2 枚めくっていただきまして、決算書でございます。右側の下段の歳入合計 9,998 万 2,054 円に対しまして、右側の下段、支出済額は 8,081 万 2,054 円でございます。決算書には前年度比較の記載はございませんが、平成 25 年度決算との比較では、歳入は約 1,936 万円の増となっております。組合解散に伴いまして、小豆島町から清算金 1,917 万円の収入が主な理由でございます。歳出につきましては 19 万円の増でございますが、定年退職職員の不補充によりまして、人件費が 692 万 7 千円減額した一方、脱水汚泥コンベヤーの緊急修繕 458 万 3 千円の増、水質検査料 25 万 8 千円の増、退職手当組合の特別負担金 220 万 7 千円の増などによるものでございます。最下段に記載しております、歳入歳出差し引き残額は 1,917 万円でございます。小豆島町からの清算金と同額でございます。本資金は土庄町に承継し、当年度の受託費用の一部に充当される見込みでございます。以上、簡単ではございますが、平成 26 年度土庄町小豆島町環境衛生組合歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、先ほど設置しました決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、本案については決算特別委員会に付託することに決定されました。

なお、審査報告は 12 月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第 12 議案第 54 号 小豆島町水道基金条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第 12、議案 54 号小豆島町水道基金条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案 54 号小豆島町水道基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

水道事業の健全な運営及びこれに関連した地域の活性化を図るための基金を設置しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案 54 号小豆島町水道基金条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 16 ページをお開きください。

町長が申したとおり、大規模な災害等の非常時や不測の事態が生じた場合に水道事業の健全な運営を図るため、また水道事業に関連した地域の活性化を図るために基金を設置するものです。

それでは、条文ごとに説明いたします。

まず、第 1 条で設置について規定をしております。水道事業の健全な運営及びこれに関連した地域の活性化を図るために基金を設置するとしております。第 2 条で積み立て、第 3 条では管理、第 4 条で運用益金の処理、第 5 条で第 1 条の基金設置の目的のため、必要があると認めるときは、一般会計の歳出予算に計上して、基金の全部または一部を処分することができる」と規定しております。第 6 条で委任について規定しております。附則としまして、この条例は平成 27 年 10 月 1 日から施行することといたしております。以上、議案第 54 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号小豆島町水道基金条例については総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告は 9 月 17 日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第 13 議案第 55 号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第 13、議案第 55 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 55 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料を規定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 住民課長。

○住民課長（細井隆昭君） それでは、議案第 55 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

上程議案集の 17 ページから 19 ページでございます。

これは、平成 25 年に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法によりまして、各市区町村は平成 27 年 10 月から住民票を有する方全員に個人番号を付番し、通知カードにより通知することとされています。また、平成 28 年 1 月からは本人からの申請によりまして個人番号カードを交付するものとされております。いずれのカードも初回の交付手数料は国の負担によりまして無料となりますが、紛失や破損等により再交付する際の手数料は国の負担がないため、総務省の示す基準額等を参考に有料とし、再交付手数料について定める必要があるため、小豆島町手数料条例の一部を改正するものであります。

改正部分につきましては、まず 17 ページの別表の中の住民基本台帳カードの欄を削除いたします。これは、これまで使用してきた住民基本台帳カードの機能が来年 1 月から交付される個人番号カードに引き継がれ、新規の発行が終了するため削除するものでございます。

次に、18 ページの上段には、新しく平成 26 年総務省令第 85 号の第 11 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付に係る手数料として 1 枚につき 500 円、また下段につきましては、同じく第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付に係る手数料として 1 枚につき 800 円を追記しております。

なお、附則として、施行日は平成 28 年 1 月 1 日としていますが、通知カードに係る部分については平成 27 年 10 月 5 日からの施行としております。以上で説明を終わります。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 55 号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例については、教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告は 9 月 17 日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第 14 議案第 56 号 小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について

○議長（森口久士君） 次、日程第 14、議案第 56 号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 56 号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島ふるさと村の宿泊施設の利用料金について、指定管理者が需要に応じて柔軟に利用料金を定めることができるよう、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 議案第 56 号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の 20、21 ページをお開きください。

現在、小豆島ふるさと村の施設につきましては、一般財団法人小豆島ふるさと村公社を指定管理者として管理を行わせておりますが、先ほど町長からの提案理由にもありましたように、指定管理者は町長の承認を受けて利用料金を定めることができますが、別表第 2 の額を超えてはならないと規定されております。そのためゴールデンウィークやお盆、紅葉時期など繁忙期においても現在の条例に規定されている利用料金で運営してまいりました。しかし、他の宿泊施設でも見られますようにオンシーズンとオフシーズンでは宿泊料金に差をつけているのが現状でございます。そこで、小豆島ふるさと村の宿泊料金につきましても、条例で規定する料金を引き上げ、その範囲において指定管理者が需要に応じて利用料金が定めることができるようにしようとするものでございます。

では、内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

まず、ファミリーロッジ 1 棟でございますけれども、1 泊 4 人までの料金といたしまして、現在 1 万 9,440 円から 8,640 円引き上げて 2 万 8,080 円といたします。また、ふるさとロッジ小豆島と国民宿舎小豆島につきましては、スタンダードルーム 1 泊当たり大人 4,320 円から 3,240 円引き上げて 7,560 円に、小人 3,780 円から 2,700 円引き上げて 6,480 円に、幼児 1,944 円から 2,376 円引き上げて 4,320 円に、またデラックス

ルームですけれども、1泊当たり大人6,480円から3,240円引き上げまして9,720円に、小人5,400円から2,160円引き上げまして7,560円に、幼児3,240円から2,160円引き上げまして5,400円にしようとするものでございます。

なお、改正前にはふるさとロッジ小豆島と国民宿舎小豆島の間に罫線がありましたけれども、改正後ではスタンダードルームとデラックスルームの間に罫線を引くことにより金額と備考の関係が明白になるように表のほうの体裁を整えております。施行につきましては平成28年4月1日、来年度からの実施を考えております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 今までは決まった金額でずっと来てたと思うんですけども、それを今こういう変更を行うその理由をちょっとお尋ねいたします。他の宿泊施設と言われましたけれども、県下の公共の施設でも全部そのようになっているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 引き上げにつきましては、まず1点にはふるさと村の収益改善ということがございます。それから、この利用料金につきましては、平成14年から現行の価格のままでやっております、もう10年以上経過しておりますので、引き上げをしたいというものでございます。

それから、他の施設の状況でございますけれども、例えば県内でしたら、さぬき市のクアパーク津田というものがございます。ここでは通常料金が6千円のところをシーズン料金としては1万円というような設定をされております。また、県外になりましたら、例えば雲の上のホテルというようなところがございますけれども、ここでしたら通常料金1泊2食で1万1,880円のところをシーズン料金は1万9千円というふうに、オンシーズンとオフシーズンで相当な差をつけているというような状況でございます。

また、あわせて島内の宿泊施設を見てみますと、宿泊の施設が違いますけれども、例えばオリビアンとかではオフシーズンでは5千円から7千円ぐらいの料金、これがハイシーズンになりますと1万6千円から3万円と相当な差をつけているような状況でございます。また、例えば鹿島荘などにおきましてもオフシーズンが3,500円から4,500円、これがハイシーズンになりますと8千円から1万円というふうに民間施設では相当な差をつけているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） ふるさと村の収益改善ということですけども、実態、実情を簡単に教えていただきたいと思えます。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） 宿泊部門だけを見てみますと、26年度決算では赤字となっております。これを現在は食事利用のほうでカバーをしているというような状況でございます。ふるさと村の施設につきましては、特に国民宿舎などは建築から40年以上経過しております、修繕には現在基金を使っておりますけれども、この基金も今もう5千万円を切っているというような状況でございます。そこで、収益を改善して基金を残していくことによって、今後の修繕また改良の財源にしたいというようなことでございます。以上でございます。

○議長（森口久士君） 11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 公社のほうで決める、利用料金を定めるということですけども、来年4月から施行した場合いつこの金額に上げて、それで収益はどれぐらい改善する、そういう試算とかはされているのでしょうか。

○議長（森口久士君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久利佳秀君） まず、施行ですけれども、来年4月1日施行ということで、この議案のご議決いただけましたら、10月1日からの予約という形でとりたいと考えております。それから、収益の改善見込みですけれども、現在、試算ですけれども、私ど

も、ふるさと村のほうで考えております利用料金で試算して8割ぐらいのその間の利用率、オンシーズンですので利用率は高いと思われまますので、8割その利用があったとしまして、約980万円の利用料金が増えるというような試算をさせていただきます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例については、総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告は9月17日の本会議にお願いいたします。

~~~~~

日程第15 議案第57号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第15、議案第57号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第57号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆医療組合の名称が小豆島中央病院企業団となったことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要となったことから、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第57号香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について説明をいたします。

上程議案集の22ページをお願いいたします。

ただいま町長から提案理由の説明がございましたとおり、小豆医療組合が小豆島中央病院企業団となったため、香川縣市町総合事務組合の規約が一部変更となり、関係地方公共団体の協議、議会の議決が必要となったため、提案をするものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表第1は、この事務組合の構成団体を記載した表でございます。22ページの表の左側、改正後の表のように、小豆医療組合が小豆島中央病院企業団に変更されております。

23ページをお願いいたします。

別表第2の市町総合事務組合で共同処理する事務の1で、構成団体の職員の退職手当の支給に関する事務につきまして、今年度から共同処理する必要が出てまいりました。この欄の下から2行目にありますように、三木・長尾葬祭組合の次に小豆島中央病院企業団が追加されることとなっております。

次に、24ページでございます。

共同処理する事務8の非常勤職員に係る公務災害、通勤災害補償の事務の中で、左側、改正後の表の真ん中あたりになりますが、小豆島中央病院企業団に変更されております。

26ページになります。

別表第3で同事務組合の議会の議員の選挙区の構成団体でございますが、第6選挙区で小豆医療組合が小豆中央病院企業団に変更されております。

本改正条例の施行日は、香川県知事の許可があった日からとなり、平成27年4月1日から適用されることとなります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

議案第 57 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号香川県市町総合事務組合規約の一部変更については原案どおり決定されました。

暫時休憩します。再開は 15 時 35 分。

休憩 午後 3 時 23 分

再開 午後 3 時 32 分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 16 議案第 58 号 塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について

○議長（森口久士君） 日程第 16、議案第 58 号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 58 号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

徳本地区埋立処分地に配備している油圧ショベルの更新に係る物品購入契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 58 号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の 28 ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、予定価格 700 万円を超える塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約について、同契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約であり、老朽した油圧ショベル、いわゆるバックホーの更新でございます。契約の方法は指名競争入札による契約で、契約金額は 648 万円、契約相手方は小豆島町古江甲 260 番地 1、有限会社マルナカ建機サービス、代表取締役中久勝でございます。

29 ページに油圧ショベルの概要をお示しいたしております。

8 月 28 日に入札を執行いたしまして、入札参加業者は有限会社マルナカ建機サービス、小豆島マツダ株式会社の 2 社でございます。納期は 28 年 3 月末を予定いたしております。非常に簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 58 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 58 号塵芥処理用重機整備事業に係る物品購入契約については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 17 議案第 59 号 小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について

○議長（森口久士君） 次、日程第 17、議案第 59 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 59 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更について提案理由のご説明を申し上げます。

財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の策定及び変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 議案第 59 号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の 30 ページのをお願いいたします。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項及び第 8 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。本町では町内全域が辺地の対象になっておりますけれども、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で 19 辺地に区分をしております。平成 25 年 2 月議会で 19 辺地のうち 8 辺地について同計画のご議決を賜っておるところでございます。

このたび公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、坂手辺地におきまして新たな計画の策定が、また草壁辺地で事業の追加が、それから最後に苗羽辺地で事業費が増額となつたことから、計画変更の必要が生じたものでございます。

議案集の 32 ページをお願いいたします。

別紙中段の 2、公共的施設の整備を必要とする事情にありますように、坂手辺地において地域住民の利便性の向上を図るとともに、災害時の安全・安心の確保と観光客の周遊性を高めるため、現在対面通行が困難な、町道坂手観音線の改良工事を行おうとするものでございまして、平成 27 年度において、全体事業費 2,500 万円のうち辺地対策事業債 2,310 万円を活用して、道路の改良工事を実施しようとするものでございます。

次に、33 ページのほうをお願いいたします。

草壁辺地の計画変更でございます。

本計画は、平成 25 年 2 月議会で同計画のご議決をいただいております。平成 26 年 2 月議会で第 1 次の変更手続を行ったところでございますが、このたび草壁港周辺施設整備事業を新たに追加しようとするものでございます。これにつきましては、平成 28 年 3 月から開催が予定されております瀬戸内国際芸術祭の開幕を控えまして、今回から新たな作品展開も予定されておりますことから、草壁港の周辺施設整備事業として公衆トイレを新設をいたしまして、利便性の向上を図ろうとするものでございます。施設整備事業費として 3,300 万円のうち辺地対策事業債を 3 千万円充当しようとするものでございます。

次に、35 ページをお願いいたします。

最後になりますが、苗羽辺地の計画変更でございます。

当初、平成 25 年 2 月議会で同計画のご議決をいただいております。その後、平成 27 年 3 月議会で第 2 次の変更手続を行ったところでございますが、このたび補助事業費の精査

により、事業費を変更前の9千万円から9,469万9千円に、辺地対策事業債を変更前の4,770万円から5,070万円に増額するものでございます。

なお、本議案は交付税措置として、元利償還金の80%が基準財政需要額に算入される有利な辺地債の適用を受けることが主目的の計画変更でございます。以上で簡単でございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第59号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号小豆島町辺地総合整備計画の策定及び変更については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第18 議案第60号 平成26年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（森口久士君） 次、日程第18、議案第60号平成26年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第60号平成26年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第60号平成26年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

上程議案集の36ページをお開き願います。

地方公営企業法第32条第2項に基づき、平成26年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

1の未処分利益剰余金2億8,635万9,361円は、地方公営企業法施行令等の一部改正及び地方公営企業法施行規則等の一部改正により、会計制度が変更となり、資本金に組み入れるものでございます。

2につきましては、地方公営企業法第18条第1項に基づき、小豆島町水道事業会計は一般会計から出資を受けており、同法第18条第2項で出資を受けた場合には利益の状況に応じ、納付金を一般会計に納付するものとなっております。以上によりまして、平成26年度水道事業会計決算において、未処分利益剰余金の1億1千万円を一般会計に納付するものでございます。納付後、水道基金に積み立てたいと考えております。このことは、水道の運営に関する事項を審議する小豆島町水道運営審議会に諮り、利益剰余金の処分について行ってもよいとの意見をいただいております。以上で議案第60号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これから採決します。
議案第 60 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 60 号平成 26 年度小豆島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 19 議案第 61 号 平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少について

○議長（森口久士君） 次、日程第 19、議案第 61 号平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 61 号平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第 32 条第 4 項の規定に基づき、資本金の額を減少することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 61 号平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 38 ページをお開き願います。

地方公営企業法第 32 条第 4 項に基づき、平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少について議会の議決を求めるものです。

現在、水道事業会計の財政状況は健全な状況を維持しております。利益剰余金の合計額が約 9 億 2 千万円、損益勘定留保資金が約 8 億円あり、合計約 17 億 2 千万円の現金がございました。損益勘定留保資金とは、減価償却費が積み上がったもので、建設改良に充当する費用でございます。これは、平成 26 年度決算で資本金約 29 億円の中の 8 億円が現金としてあります。建設改良は、大規模な工事がなければ約 1 億 5 千万円前後毎年行っており、毎年の減価償却費が約 1 億 8 千万円程度であることから、将来の建設改良費を想定しても 5 億 9 千万円の損益勘定留保資金は減じることができると判断しました。以上のことにより、資本金 29 億 1,911 万 6,993 円のうち 5 億 9 千万円を減資をし、利益剰余金に振りかえるものです。このことについても小豆島町水道運営審議会に諮り、資本金の額の減少についても行ってよいとの意見をいただいております。以上で議案第 61 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。

議案第 61 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 61 号平成 26 年度小豆島町水道事業会計資本金の額の減少については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第 20 議案第 62 号 平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 2 1 議案第 6 3 号 平成 2 7 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)

日程第 2 2 議案第 6 4 号 平成 2 7 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

○議長(森口久士君) 次、日程第 20、議案第 62 号平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)から日程第 22、議案第 64 号平成 27 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)までは、関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(塩田幸雄君) 議案第 62 号平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は 2,472 万 2 千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費 2,350 万 4 千円、衛生費マイナス 7,429 万円、農林水産業費 218 万 4 千円、商工費 2,125 万円、土木費 4,048 万円、教育費 799 万 4 千円、災害復旧費 360 万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明します。

なお、議案第 63 号介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)、議案第 64 号簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)につきましても、順次担当部長、課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(森口久士君) 日程第 20、議案第 62 号平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長(大江正彦君) 議案第 62 号平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)についてご説明申し上げます。

上程議案集の 39 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2,472 万 2 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 93 億 215 万 8 千円とするものでございます。

第 2 条は、地方債の追加及び変更でございます。

42 ページの第 2 表地方債補正をご覧ください。

上段の追加分につきましては、町道坂手観音線改良事業に 2,310 万円、草壁港周辺施設整備事業であります草壁港の公衆トイレ整備に 2,600 万円、それぞれ有利な地方債であります辺地対策事業債の配分が受けられる見込みとなったため、新たに追加するとともに、さきの台風 11 号による農地災害復旧事業に災害復旧事業債 80 万円を新たに借り入れるものでございます。辺地対策事業債については元利償還金の 80%、災害復旧事業債については元利償還金の 95%が交付税措置されるものでございます。

下段の変更分でございます。

小豆新病院建設事業負担金の財源として、町の一般会計で病院事業出資債に 1 億 8,410 万円の借り入れを予定しておりましたが、国の新公立病院改革ガイドラインに基づきまして、病院事業債特別分が今年度から創設されましたので、企業団サイドで病院事業債特別分を借り入れたほうが、より後年度実質的な負担を軽減できることとなったため、町の一般会計での病院事業出資債の借り入れを中止するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の平成 27 年度小豆島町一般会計補正予算(第 3 号)説明書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

12 款分担金及び負担金、1 項 4 目 1 節農林水産業施設災害復旧費分担金 42 万円でございます。これは、説明欄に記載のとおり、台風 11 号により被災いたしました農地 7 カ所の災害復旧事業に係る地元負担金でございます。

14 款国庫支出金、2 項 5 目 1 節商工費補助金 1 千万円でございます。これは、昨年度の

国の第1次補正予算に計上されました地方創生先行型交付金のうち、10月末までに地方版総合戦略を策定した市町村に1千万円が上乘せ交付されるものでございます。本町におきましても10月末の総合戦略策定を予定しておりますので、今回の補正に計上したものでございます。

同じく、2目2節小学校費補助金542万8千円でございます。これは社会福祉法人清見福祉協会が28年4月の開設予定にしております内海放課後児童クラブ第二クラブの整備に対する補助金でございます。当初は補助基準額の3分の2が県補助金、3分の1が町補助金という予算計上となっておりますが、補助基準額及び補助率が改正されて、国、県、町がそれぞれ9分の2ずつの負担で合計9分の6、いわゆる3分の2になります。残りの3分の1については事業者が負担するという制度になったため、新たに9分の2分の国庫補助金を計上するとともに、後ほど出てまいります、県補助金のほうは、逆に3分2から9分の2に減額することとなっております。

次に、15款県支出金、2項1目1節総務管理費補助金200万円でございます。これは、移住希望者からのニーズが高い体験移住に対応するため、坂手地区の古民家を活用した移住体験施設の整備に対する県補助金200万円でございます。補助率は2分の1で上限が200万円となっております。

同じく、15款2項4目1節農業費補助金18万3千円ですが、これは農地・水保全管理支払交付金事業推進事業交付金の制度改正に伴う補助金の増額計上でございます。補助率は100%でございます。

同じく、15款2項5目2節道路橋梁費補助金490万円の減でございますが、これは単独県費道路改事業の補助金内示による減でございます。同じく、4節港湾費補助金400万円でございます。これは草壁港の公衆トイレ整備に対する単独県費補助金でございます。公衆トイレの浄化槽整備に対する4割補助となっております。

同じく、15款2項7目1節小学校費補助金1,019万4千円の減でございます。説明欄1は、国庫補助金のところでもご説明いたしましたが、内海放課後児童クラブ整備に対する補助基準額、補助率の改正に伴う減でございます。説明欄2の原子力・エネルギー教育支援事業費補助金8万2千円につきましては、エネルギー教育に対する教材備品の購入に対する補助金100%でございます。同じく、2節の就学前教育費補助金1,101万5千円でございます。説明欄1の子育て支援対策臨時特例基金事業補助金1万5千円につきましては、香川大学教育学部と連携して実施しております保育合宿事業に対する補助金でございます。参加者の増によりわずかに増額となったものでございます。説明欄2のかがわ健やか子ども基金補助金につきましては、地域の実情に応じまして、創意工夫を凝らした独自の子育て支援策を実施できるよう、県が昨年度から5年間にわたって交付することとなっております補助金で、これにより町のほうではすくすく子育て基金を造成いたしまして、必要な事業に充てていくとこういった仕組みになっておりましたが、県のほうで今年度を含めて残り4年分を一括交付することとなったため、当初予算計上の今年度分を除きます来年度以降3カ年分、1,100万円を増額計上するものでございます。当然でございますが、歳出側ではすくすく子育て基金に積み増すということになります。同じく、4節の中学校費補助金3万9千円につきましては、小学校費補助金と同様、エネルギー教育に関する教材購入に対する100%補助でございます。

同じく、15款2項8目1節農林水産業施設災害復旧費補助金914万3千円でございますが、これは今年度の台風11号により被災した農地災害復旧事業に対する補助金140万円と昨年度発生の農地災害復旧事業に対する精算交付774万3千円受け入れるものでございます。

16款財産収入、1項2目1節利子及び配当金4千円につきましては、県補助金のところでご説明したとおり、小豆島町すくすく子育て基金の積み増しに伴う利子の増額でございます。

1ページめくっていただきまして、17款寄付金、1項1目1節一般寄付金につきましては

は1件、同じく4目1節商工費寄付金で13件、5目1節小学校費寄付金で21件、同じく5節保健体育費寄付金で2件、7目1節総務管理費寄付金で1件の寄付の申し出をいただきましたので、それぞれ受け入れるものでございます。

18款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金156万7千円の減につきましては、今回の補正による一般財源の調整により減額となったものでございます。

同じく、2目1節ふるさとづくり基金繰入金30万円につきましては、元プロ野球選手による野球教室開催助成の財源として基金繰り入れを行うものでございます。なお、この原資につきましては、寄付金を基金に積み立ておいたもので、子供の運動能力の向上に充ててほしいという寄付者のご意向に沿って活用するものでございます。

同じく、8目1節小豆島オーリーブ公園整備運営基金繰入金につきましては、遊具の更新整備やサインの多言語化、ホームページのリニューアルなど、オーリーブ公園の魅力創造事業の財源として基金繰り入れを行うものでございます。

20款諸収入、5項1目3節雑入1億1,001万6千円でございます。まず、説明欄1の保育合宿事業負担金1万6千円につきましては、香川大学教育学部と連携した保育合宿事業の参加者増による大学側の負担金の増でございます。

説明欄2の水道会計納付金につきましては、議案第60号でご提案し、先ほど可決いただきました水道事業会計の利益剰余金の一般会計への納付額1億1千万円を受け入れるものでございます。これについては、議案第54号で条例を提案しておりますとおり、水道基金として積み立てたいと考えております。

21款町債につきましては、冒頭に地方債補正のところでご説明したとおり、追加及び借入額の変更を計上したものでございます。以上、歳入の補正額合計は2,472万2千円でございます。

1ページめくっていただきまして、歳出でございます。

2款総務費、1項7目企画費2,022万円でございます。これは坂手地区の空き家を活用した移住体験施設の整備及び来年3月20日に開幕いたします瀬戸内国際芸術祭2016の準備に係る経費を計上したものでございます。移住体験施設の整備につきましては、改修工事と寝具、家具、家電などの備品購入費を予定しております。11節需用費のうち、説明欄1の消耗品5万円、15節工事請負費のうち、説明欄2の移住体験施設整備工事366万円、18節備品購入費52万円の計423万円を計上しております。財源としては、県補助金200万円を充てる予定にしております。それ以外の1,599万円は瀬戸内国際芸術祭の準備経費を計上したものでございます。8節報償費には写真撮影やパンフレットのデザインに対する謝礼、11節需用費にはパンフレットの印刷や各展示会場の修繕、12節役務費には各展示会場の火災保険料、13節委託料には池田港エリアの展示場の改修工事に係る設計委託料、14節使用料及び賃借料には各展示会場の借り上げ料、15節工事請負費には池田港エリアの展示会場の改修工事費、19節負担金補助及び交付金につきましては、食に関するプロジェクトの拠点となる安田ファームステーションのトイレ整備等に対する補助金を計上しております。なお、財源といたしましては、瀬戸内国際芸術祭2016に対して1千万円の寄付の申し出がございましたので、それを充てていく予定でございます。

同じく、2款1項10目自治振興費328万4千円でございます。これは、土庄町で凶悪事件が発生したことなどを受けまして、犯罪や事故の未然防止、発生時の迅速な対応を図るため、土庄町と2町で協議の上、島内の各港に防犯カメラを設置しようとするものでございます。小豆島町では福田、坂手、草壁、池田の4つの港に設置いたしまして、データ管理などの運用は小豆警察、施設の維持や電気代などは町が負担することとしております。

4款3項2目公立病院再編整備事業費1億8,429万円の減につきましては、地方債のところでご説明したとおり、地方債制度の改正に伴いまして、一般会計で借り入れて新病院建設事業に負担金として拠出する予定であった病院事業出資債の部分を企業団側で病院事業債を借り入れる方式に変更したことによるものでございます。

同じく、4項1目上水道費1億1千万円につきましては、議案第60号及び歳入のとこ

ろでご説明したとおり、一般会計に納付される水道事業会計の利益剰余金を基金に積み立てるものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項10目農地・水保全管理支払交付金事業費18万4千円でございます。この多面的機能支払交付金事業に係る営農組織への指導業務など、制度改正により町の業務となったものについて、町単独では業務遂行が困難なため、香川県土地改良事業団体連合会に委託するものでございます。なお、財源は県支出金100%でございます。

次に、ページ下段から次のページにかけましての3項1目水産業振興費200万円でございます。これにつきましては、町内企業から1件200万円の一般寄付がございましたので、寄付者の意向に沿って寄付相当額を池田漁業協同組合に水産業振興補助金として交付するものでございます。

次に、7款商工費、1項3目観光費115万円でございます。これは、町内企業団体から小豆島まつりの開催に対し、13件115万円の寄付がございましたので、小豆島まつり振興会に同額を交付するものでございます。

同じく、1項4目観光施設費2,010万円でございます。11節需用費の94万円につきましては、オートビレッジYOSHIDAの温浴施設の送水ポンプ2基のうち1基が故障しておりますため、今回更新するものでございます。15節工事請負費から19節負担金補助及び交付金までの計1,916万円につきましては、オリーブ公園魅力創造事業として実施いたします。遊具の更新、散策路整備を初めまして、サインの多言語化やホームページのリニューアル、イベントなどに対する補助金を計上したものでございます。なお、財源は地方創生先行型交付金の追加交付分1千万円とオリーブ公園整備運営基金繰入金916万円を充てることとしております。

次に、8款土木費2項3目道路新設改良費700万円でございます。これにつきましては、辺地対策事業債の確保にめどがつかしましたので、町道坂手観音線改良区間の一部延長等を行いまして、工事請負費の増額を計上したものでございます。あわせて、単独県費補助金の内示による減額、辺地対策事業債の増など、財源の更正も同時に行ったところでございます。

同じく、4項2目港湾建設費3千万円につきましては、草壁港の公衆トイレ整備に係る工事請負費の計上でございます。財源は、単独県費補助金と辺地対策事業債となっております。

同じく、5項1目住宅管理費348万円につきましては、当初予算で町営住宅の退去修繕2戸分を計上しておりましたが、退去者が相次ぎまして、合計8戸の退去修繕が見込まれるため、修繕料の増額をお願いするものでございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費の90万7千円でございます。これは、旧二面教員住宅4戸のうち1戸について、当初予算で壁の除去費用をわずかですが計上させていただいたところでございますが、瀬戸内国際芸術祭2016における三都半島の作家等の宿泊などへの活用も考えられることから、他の3戸と同程度に改修することとしたため、修繕料を増額計上したものでございます。

1ページめくっていただきまして、10款2項2目教育振興費87万4千円でございます。まず、11節需用費11万7千円につきましては、台風11号により被災いたしました、水木、日方のスクールバス用バス停の修繕料でございます。18節備品購入費8万2千円につきましては、池田小学校のエネルギー教育用教材備品の購入費で、財源は県補助金100%でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、苗羽小学校に対して20件42万5千円、安田小学校に対して1件10万円の寄付がありましたので、学校振興補助金としてそれぞれ交付することに加えまして、苗羽小学校音楽部が神戸市との交流イベントに参加する経費に対する補助金として15万円、合計で67万5千円を計上したところでございます。

同じく、2項3目放課後児童クラブ事業費676万6千円の減でございます。7節賃金21

万9千円及び13節委託料28万7千円につきましては、本年4月から小学校高学年の受け入れを開始したことに伴いまして、池田放課後児童クラブの利用児童数が約1.6倍に増加いたしましたので、支援員の増員や長期休暇中の支援業務をシルバー人材センターに委託する経費として計上したものでございます。19節負担金補助及び交付金727万2千円の減につきましては、内海放課後児童クラブの整備事業につきまして、補助基準額、補助率の改正により減額となったものでございます。

次に、10款3項2目教育振興費3万9千円につきましては、小豆島中学校のエネルギー教育用教材備品の購入費で、財源は県補助金100%でございます。

次に、10款4項1目子育て教育費1,105万円でございます。9節旅費4万6千円につきましては、香川大学教育学部と連携して実施いたしました保育合宿事業の参加者増に伴う費用弁償の増額計上でございます。25節積立金につきましては、歳入で追加受け入れを計上しております、かがわ健やか子ども基金補助金3カ年分の前倒し交付1,100万円と、それに伴い小豆島町すくすく子育て基金が残高増加となりますことから、利子の増加分4千円、計1,100万4千円を小豆島町すくすく子育て基金に積み立てるものでございます。

10款5項8目芸術振興費139万円でございます。まず、1節報酬の24万円ですが、これは来年度が壺井栄の五十回忌に当たりますことから、記念事業として五十回忌の式典のほか、壺井栄作品集の出版、原作映画の上映、壺井栄、黒島伝治、壺井繁治の魅力再発見事業など、さまざまな取り組みを展開をするに当たりまして、長年教育現場で活躍され文化芸術に対する造詣の深い、大石雅章氏を文化振興アドバイザーに委嘱いたしました。このためその報酬を計上したものでございます。7節賃金から11節需用費までの計115万円についても壺井栄五十回忌記念事業の一つとして、現在親族の方が所有しておられます壺井栄と壺井繁治が交わした書簡約200通の整理やデータ化のための経費を計上したものでございます。

次に、10款6項1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金50万円でございます。説明欄1及び2は、町内の個人からいただいた寄付金を寄付者のご意向に沿って、それぞれ体育協会とオリーブ杯バレーボール大会に対して補助するもの、説明欄3はふるさとづくり基金のうち、子供の運動能力の向上に対する寄付金を原資として積み立てた部分を活用いたしまして、元プロ野球選手を招いて小豆島夢クラブが開催いたします野球教室に対して、土庄町と協調して開催経費の助成を行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、最後になりますけれども、11款災害復旧費、1項1目農地等災害復旧費360万円でございます。これは、さきの台風11号により被災した中山地区の農地7カ所の災害復旧事業に要する経費でございます。11節需用費には事務経費、13節委託料には、国庫補助金の採択に向けた査定設計委託料、15節工事請負費には災害復旧工事費をそれぞれ計上いたしておるところでございます。以上、歳出予算の補正総額は2,472万2千円でございます。以上で議案第62号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第63号……。

○議長（森口久士君） ちょっと待って。

失礼しました。先ほど企画振興部長から説明があった一般会計補正予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 13ページの放課後児童クラブの池田の部分なんですけど、今回から6年生まで対象を増やしたということで、あそこでの活動の中で手狭な感じはないのか。今回は支援の部分を増やしとるみたいですが、手狭感はないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 池田学童保育の放課後児童クラブでございますけれども、制度改正の説明をいたしましたとおり、制度改正により高学年第4学年から第6学年

まで利用できるというふうになりました。現在登録者数は、昨年度が 23 名だったのに対し、今年度 42 名ということで運営しておりますけれども、広さといましては今のところ問題ないというふうに考えております。

○議長（森口久士君） 9 番安井議員。

○9 番（安井信之君） ただ、以前やりよったときにも、外で遊んだりなんやいうふうな部分で狭いような感じがしたもんですから聞きよんですけど、園庭のところにしたって高学年が入ってくるとまた違うような格好になってきますんで、その辺どんなかなというふうな部分で、今のところないんやっただけですけど、あるようでしたら考えていかんといかん部分なのかと思っております。

○議長（森口久士君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） 現状に即して対応してまいりたいと思っております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。1 番大川議員。

○1 番（大川新也君） まず、10 ページの移住体験施設というのはどのような、具体的なものはどのようなものかお聞きしたいと思います。

12 ページ、草壁港トイレ 3 千万円、場所はもう決定しているのかどうか、はっきりしたところをお聞きしたいと思います。

それから同じく、三都半島の芸術家、作家の住居として、12 ページの修繕になっておりますが、この作家の住居は、これまでの瀬戸芸もあったと思いますが、作家はおいでたんですが、家賃等はどのようなことでいただいているのか、もう無償で住居、この施設、これは教員住宅だったところですか、そのあたりの家賃はどのような金額を取るのか。

もう一点、14 ページで、文化振興アドバイザー大石先生、この方の期限は 1 年か、1 年でこの 24 万円なのか。これに関連しまして、先日新聞で産業振興アドバイザー藤井さん、その方を委嘱されましたが、その方の報酬はどれぐらい出すものか。以上、お聞きしたいと思います。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） 大川議員からのご質問の 1 点目、空き家を活用した交流施設の整備の概要についてご説明させていただいたと思います。

現在、ご存じのように昨年 130 名ほどの移住者を数えておりますが、まちのほうで移住を促進するために中・長期の滞在施設というのを片城で、これワンルームの非常に狭い 45 平米ぐらいのところですが、年間町が借り上げてまして運営をしております。利用状況から申し上げますと、年間にして約 240 日利用されております、稼働率が 65.5% ということで非常によく利用されておるといふことで。

そこで、今回坂手地区でモデル事業としての位置づけで整備をしてまいりますが、この空き家調査について、現在環境衛生課のほうで自治会のご協力もいただきながら進めておるところでございますが、この坂手地区では 26 年度に国の緊急雇用対策事業を活用して一足早く空き家の調査が進められておりました。そこで、所有者の了解が得られた物件が見つかりましたことから、中・長期の第 2 号といいますか、滞在施設として県の補助金を活用してやっていこうというものでございます。広さについては、木造瓦ぶきの平家建て 77 平米、ですから今現在活用しておりますものよりは若干広いものになってまいります。その状況を見て、ほかの地域でも当然来年度以降、空き家調査の結果が出てまいりますので、有効活用の観点から今後拡大を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 2 点目のご質問の草壁のトイレの設置場所について決まっておるかということですが、今現在につきましては、地元関係者の同意を得た上で場所は決まって、そちらのほうでの設計に今現在入っております。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 二面の教員住宅の扱いについてですけれども、この 3 月

に土庄のほうが小学校が統合した関係で小豆島町内の教員につきましても、島外から小豆島町に赴任する先生が減りました。今年状況を申し上げますと、池田の教員住宅4戸、二面の教員住宅4戸、8戸は空き室状態です。このため、二面の教員住宅については将来的にも使用する見込みがないということで、本年4月に文科省のほうに報告という形で、町営住宅として家賃を取らない光熱水費だけ取る、実費を取って町営住宅として活用するというので4月に文科省のほうに報告いたしまして、7月にその報告期限として、7月から町営住宅として活用できるとなっております。その後、学校教育課のほうから総務課のほうに町営住宅として利用するというので役場内の所管手続を済ませているところでございます。

その利用につきましては、現在のところ三都半島のアートプロジェクトの芸術家の方とか来年の瀬戸芸とか、そのあたりの方を中心に利用するというので、今後総務課のほうで検討してまいる予定でございます。以上です。

○議長（森口久士君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 文化振興アドバイザーの大石先生でございますけども、報酬については月3万円をお願いをいたしております。年度の途中ですので、24万円計上いたしております。それから、任期でございますけども、たちまち28年3月31日ということでお願いはしておりますけども、28年度が壺井栄先生の五十回忌になりますので、28年度も引き続きお願いすることになると思っております。以上です。

○議長（森口久士君） 企画財政課長。

○企画財政課長（城 博史君） もう一点、大川議員からご質問のございました、アドバイザーの関係で藤井さん、産業振興アドバイザーの関係が出たかと思えます。

この産業振興のアドバイザーについては、既にご承知のように、旧マルキンの研究所の所長であった太田さんという方を企業訪問等アドバイスをいただくアドバイザーとしてご依頼をしておるわけでございますが、先ほど来の一般質問で、一般企業からの相談等にできるだけ体制を強化したいということもございまして、この藤井さんという方については、太田さんは研究畑が中心でありましたが、この藤井さんは長年香川銀行で融資とかそういった面のお仕事をされておったということで、いわば経営改善、こういったところが主に、中心的にアドバイスをいただく点になろうかと思えます。

アドバイザーの報酬等につきましては、さっきの大石アドバイザーの形と同じような形で、予算としては企画費のアドバイザーのほうで現年度の中で充当していく予定にしております。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） ありがとうございます。

まず、草壁港のトイレ、正式にどこですか。それと、私がいつも申してますように、決まったところは道路からも見えない、自転車置き場とか、木とかで隠れておる場所であって、椿教授がここがいいと言ったところで、そのまま決まっているというふうに思えます。先日神懸通役員会でもそういうような案で相談しましたところ、やはり防犯面、また利用度、今後港湾の施設として利用するにはあそこでは見えないのではないかというふうな意見もまとまりましたが、先日設計者の方がおいでまして、場所はここでは確定ではないというふうな言葉を発せられたというふうな本町の役員の方が言われておりましたが、それは事実であるか、先ほど建設課長のほうは場所が決まったというふうに言われてますが、そのあたりははっきりとしていただきたい。もう場所を変える余地はないのか、再検討する余地はないのか、総務建設の委員会でもいいですから、現状を見に行ってくださいというふうなことも考えて、本当に今のあの場所がいいのかというのが私の一番の疑問でございます。そのあたりははっきりと、もう決定したと今課長言われましたんで、そのあたりお願いしたいと思えます。

もう一点、教員住宅のところで、光熱のみで家賃は取らないというふうな、これはどういうふうにとったらいいのか。光熱費だけをいただいて、その作家の方には家賃は一切取

らないとそういうような決まりができとんですか、そのあたりは決めたんですか。

○議長（森口久士君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 二面の教員住宅につきましては、その配置に当たっての利用形態で県教委のほうとも相談しまして、現在もそういう形で町が、総務課管理に今後なるんですけれども、町営住宅というか、町管理の住宅としていく場合で料金を取らない場合は報告だけでよいということで、今回は報告で家賃を取らない町管理の住宅ということで今後活用していきたいと。建築して当然耐用年数等もございますので、料金を取る場合には報告でなくて、文科省と協議を進めて、かなり時間を要すると思うんですけれども、そのあたり補助金の返還ということにはならないと思いますが、町が家賃を取るんであれば、そのあたり文科省と十分協議をして、どういう料金を取るか、場合によってはその後の毎年度の決算等の報告、このあたりについても、県教委のほうもこれまで県内では教員住宅少ないので事例がないということで、文科省のほうと協議を進める必要があるということから、今回は家賃を取らない、光熱費の実費だけで管理する町営の住宅として活用していくということでございます。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） トイレの設置位置につきましては、個々の考え方によりさまざまな意見はあるとは存じます。そのような中で、確かに6月8日に椿先生がお見えになってきて、候補地4案の中からこの位置が適していると思いますという意見をいただいた上で地元関係者の同意をその場で得たと認識いたしております。また、8月15日に設計をお願いいたしております中山英之建築事務所さんの中山英之氏がお見えになりまして、そのときの発言の中に、ここもいいけどももっといいところがあるかなあというようなイメージで中山先生なりに考えられました。その後、中山氏にどちらのほうの、場所がひょっとして変わるんならば地元にも説明しなくてはいけない、再度説明してご理解を得なければいけませんからという確認をしましたところ、考えたら結果やはりもとの場所、大川議員も多分ご存じやと思うんですけれども、駐車場といたしましては、フェリー岸壁の横にある一段高い芝生公園のほうに面してます駐車場の入り口の正面、スロープで上がったとこの正面という場所で、今現在その環境に見合った設計をしていただいております。

それで、私どものほうといたしましては、トイレの内容というのは今後定まっていくという形で考えております。そのような中で、トイレの位置につきまして各種考えられる、災害時にも使用可能な場所とする必要は当然管理者として発生してまいります、そのような中で、トイレの設置場所をほかの場所との比較を行いました。そうしましたところ、位置的に今私が説明しましたところの芝生広場のところ、その地盤の高さが測量しましたところ2.96メートル、約3メートルございます。その高さであれば、高潮対策、津波対策の必要性がない高さをクリアしておく。ほかの場所につきましては、自転車置き場の背後という部分はもうほぼ同等なんですけれども、もっと見えない場所です。それ以外の2カ所につきましては、地盤の高さが約2メートル、1.97メートル、その場所ですと、先ほど言いましたように津波、高潮の災害の対策面から考えると約1メートルぐらいの盛り土といえますか、地上げをしなければいけないというような観点もございます。

また、当然身障者多目的トイレをつくります。そういった関係でバリアフリー面で検討すれば、現在の駐車場のちょうどスロープの勾配は約6.2%のスロープでございます。バリアフリー法におきましては身障者の車椅子等の勾配は8%以下となっており、現状において問題がないスロープ構成ともなっておりますもので、今私のほうでそれぞれの先生方と地元との同意も確認したというエリアであれば造成とかそういったものは一切要らないという形で、防災面から考えてもそこがベストであるなというふうに考えております。ですから、今のところ地元の草壁本町自治会等から要するに異論が受けてませんもので、そういった形で現在はそちらの場所で定めております。

○議長（森口久士君） 大川議員。

○1番（大川新也君） 災害のどうのこうのというのは後出しで、私がお話したときに

はそういうようなことは一切なかったです。津波とか高潮、そのために草壁港の湾壁も防潮堤と言いますが、工事しました。今になってそういうような高さが何メートル、2.何メートルということで、そこが一番ベストやと。そしたら、最初の4案は何ですか。高さも関係なしで4案を出したんですか。その中の1案だけでしたよ。たまたまそこが高いところにあるから今は高さをどうのこうのということなんでしょ。それから、地元地元と言いますが、私が考えとんは、草壁、地元は神懸通も地元だと思います。直近の地元は確かに草壁本町ですけど、神懸通、また片城の方々は、場所的に再考の余地はないのかというふうな意見は十分に聞いておりますので、地元がいいからいいからという言い方はちょっとおかしいのではないかというふうに、草壁港という草壁という名前ですから。ですから、高潮、防災面、そこまで出してくるんであれば最初からそこにしたらよかったです、そこだけで1案だけでよかったです。そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 今、後出しだという話もあるんですけど、一応候補地としましては、費用面とか、そういう防災面とかの面というのは、後からも要するに対策はできるというふうな部分もあります。それで、最初からそこだけしかその高さの地盤のところ、地盤としましては先ほども言いましたように自転車置き場の背後が同等の高さである。最初に4案出したうちの2案は、確かに低いほう、前側の駐車場。要するに駐車場が2カ所にありましたもので、それぞれ2カ所ずつの提案という形で、私のほうでは提案はさせていただきました。そんな中でここがいいなという部分で、その部分についての工事面とか、そういった部分を考える中で当然津波、高潮を考えていくというのは当然のものかと思えます。特に今回のトイレは水洗トイレでございます。浄化槽の高さ、浄化槽の排水、それが逆に海水面から遡上してくる面も考えることから、当然トイレの部分は地上げが必要になってきます。その地上げの工事が要らないと。ですから、場所的にも水洗を置けた部分であるし、なおかつ工事面でも費用的に安価に仕上がる場所である。また、水道施設も後から考えると一番近い位置に配管が来ておる場所。また、利用混雑時等の順番待ち等のスペース等も、大川議員の言われたこちらのほうがいいのじゃないかという、私も伺っております場所ではなかなかそういうスペースはないと、順番待ちというたら背後に芝生の広場もあるというふうな形で、いろんな面から考えてもその場所が適地であるというふうに私も今現在は認識いたしております。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） トイレの分で私、以前障害者の分で身障者が使える分でベッドとか、あれを大きいにというふうなことを言いましたが、そういうふうな計画での設計をお願いしとるというふうに認識していたらいいんですか。それとも、以前の子供対応の、言うたらおむつがえ、そういうな部分でやっていくのか、その辺をお伺いしたい思います。

○議長（森口久士君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 前回議会の中ではベビーシートのようなものは最低限つけてくださいよという要望を受けました。その中で、大川議員のほうからも要するにそういった大人用の使える部分、私正直、恥ずかしながらその当時まで認識してなかったんですけど、大人用と子供用併用型があるということで認識しましたもので、中山建築事務所のほうにお願いしたのは大人用のやつでお願いしますというふうにお伺いいたしております。それと人工肛門用のオストメイトも設置、多目的にはつけてくださいというお願い、それは設計の委託の条件の中で含まさせていただいております。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。12番中村議員。

○12番（中村勝利君） 今の件ですけども、現地了一遍、議員さん見に行ったらどうですか。

○議長（森口久士君） 中村議員から提案がありました。一応議員が視察に行ったというお話なんですけど、皆様方にお諮りしたいと思います。いかがですか。日にちについてはまた事務局なり相談しながらということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） それでは、現地視察ということをお願いを頭に置いていただいとつたらと思います。

ほかに質疑はありませんか。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 10ページの食プロジェクト推進事業補助金、これもトイレと聞いているんですけど、これは500万円、それで草壁港は3千万円、その違いを教えてください。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 鍋谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

草壁港のほうは多くのお客さんが、船の乗りおりもございまして多くの方が利用されるということをお願いを頭に置いて、しかも水洗という形式になっております。安田のファームステーションのほうは簡易水洗で、ある程度限られた人のご利用ということで、規模も小さいものということで、これだけの差になっておるところでございます。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第62号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）は原案どおり決定されました。

○議長（森口久士君） 次、日程第21、議案第63号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱田 茂君） 議案第63号平成27年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の43ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1,167万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億4,603万9千円とするものでございます。

続いて、その内容につきましては、別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の21、22ページをお願いします。

初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。平成26年度の地域支援事業費に対する国庫補助金の不足分について、2目介護予防・日常生活支援総合事業において108万7千円、3目の包括的支援事業任意事業において33万6千円の合計142万3千円の追加交付を受けものでございます。

4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金、2節過年度分618万8千円でございます。平成26年度の地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に対する第2号被保険者の負担分について、追加交付を受けるものでございます。

続いて、5款県支出金、2項県補助金でございます。国庫補助金と同様に平成26年度の地域支援事業に対する県補助金の不足分につきまして、1目介護予防・日常生活支援総合事業において54万3千円、2目の包括的支援事業任意事業において16万8千円の合計71万1千円の追加交付を受けるものでございます。

8 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 335 万 3 千円につきましては、国の負担金等の返還に必要な額を前年度の繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。23、24 ページをお願いします。

4 款諸支出金、1 項 2 目 23 節償還金利息及び割引料 1,167 万 5 千円でございます。これは、平成 26 年度の介護給付費に対して国・県支払基金から概算で交付を受けた交付金等について、実績に対して過大に交付を受けたものについて返還するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第 63 号平成 27 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 63 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第 63 号平成 27 年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案どおり決定されました。

○議長（森口久士君） 次に、日程第 22、議案第 64 号平成 27 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第 64 号平成 27 年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 45 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ 820 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 361 万 3 千円とするものでございます。

その内容につきまして、別冊の補正予算説明書で説明させていただきます。

説明書の 29 ページをお開きください。

歳入の補正になります。

3 款国庫補助金、1 項 1 目簡易水道費国庫補助金、1 節簡易水道費補助金であります。国の簡易水道等施設整備費補助金が減額となったため 742 万 8 千円を減額するものでございます。

4 款県支出金、1 項 1 目簡易水道費県費補助金、1 節簡易水道費補助金は国の補助金が減額となったため、県の離島簡易水道等施設整備事業費補助金も減額となり 222 万 8 千円を減額するものです。

7 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金は、簡易水道事業債の数字を丸めるための端数調整のため 5 万 6 千円を増額するものでございます。

9 款町債、1 項 1 目 1 節簡易水道事業債は、補助金が減額となったため、岩谷簡易水道統合事業債を 1,780 万円増額するものでございます。以上、歳入予算の補正額合計は 820 万円でございます。

次に、1 枚めくっていただき、31 ページをお願いします。

歳出補正になります。

2 款業務費、1 項 1 目 11 節需要費であります。福田浄水場の配水流量計が老朽化のため使用できなくなったため更新するものです。13 節委託料は、岩谷簡易水道統合事業において配水池の実施設計業務を委託するための費用です。岩谷簡易水道統合事業は、平成 28 年度完了を目指しており、28 年度に配水池建設工事を行うための委託費用です。以上、歳出予算の補正額合計は 820 万円でございます。以上、議案第 64 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 補助金額が、案外大きい金額で減ってますが、この主な理由というのはどういうふうな。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 簡易水道事業において、統合事業は補助金が出ます。補助額は事業費の50%、県費が15%でございます。国全体のほうで県に張りついている簡易水道事業の統合事業に係る補助金額が減額になったということによるものでございます。理由については、全体的な国の方針ですので、全体的な減額になっておると把握しております。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号平成27年度小豆島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案どおり決定されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

~~~~~

日程第23 発議第4号 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（森口久士君） 次、日程第23、発議第4号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。第2条、欠席の届け出、第2条略、2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この規則は公布の日から施行します。提案理由が先。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合も欠席の届け出について新たに規定するものである。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第4号は原案どおり決定することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第24 発議第5号 特別支援学校設立に関する意見書について

○議長（森口久士君） 次、日程第24、発議第5号特別支援学校設立に関する意見書についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 発議第5号特別支援学校設立に関する意見書について。

上記の案件を会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。平成27年9月15日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員安井信之。賛成者、同秋長正幸、同谷康男。

特別支援学校設立に関する意見書。

小豆島における特別支援教育については、香川県立高松養護学校の小豆分室及び町立の小・中学校の特別支援学級において取り組んでいるが、重度障害児にとっては非常に重要な小・中学校での教育環境が十分でないという現状にある。

このため、よりよい教育を求め、島外の養護学校等に通学することは障害児本人の負担になるだけではなく、家族にとっても経済的、時間的な大きな負担となっている。

また、障害児数が増加するとともに、障害が重度化、多様化していることから、小豆島における特別支援教育の充実は喫緊の課題であり、特別支援学校を設立することがぜひとも必要であると考えている。

については、特別支援学校設立に向けた検討を進めるとともに、実現に向けての格別な配慮を求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

香川県小豆郡小豆島町議会。提出先、香川県知事浜田恵造、香川県教育委員会教育長西原義一、香川県議会辻村修。以上です。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番森議員。

○8番（森 崇君） 賛成でございます。大変苦勞されているのは僕らも正直言って知らなかったというたら語弊があるんですけど、この中に前回の説明書にも5、6年の間に1.5倍にも苦勞してる人が増えてるということですから、どっかでこの勉強する機会もつくってもらって、健常者ということじゃないけど、そういうことも考えてもらいたいというふうに思っておりますけど。賛成でございますけど、意見としては勉強会を。

○議長（森口久士君） 9番安井議員。

○9番（安井信之君） そのような現状を踏まえて、こういうふうな提出させていただいたということ。

○議長（森口久士君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） ないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第5号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号特別支援学校設立に関する意見書については原案どおり決定されました。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は明後日9月17日木曜日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午後4時57分